

「教育勅語」の成立と展開

所 功

はじめに

明治二十三年（一八九〇、今から百二十年前）十月三十日、壮年（数え39歳）の天皇が、「教育に関する勅語」を下賜された。この「教育勅語」には、さまざまな研究書・注釈書などが出ており、いずれも参考になる。

しかし、いま検討すべきは、出来あがった「教育勅語」だけでなく、これが何故作られるに至ったのか、これがどのように扱われて今日に至ったのか、という前後の歩みも含めてトータルに見直すことではなからうか。それによって、明治時代よりも急激な国際化の波に洗われ、多様な価値観の揺れ動く平成時代の日本に生きる私共が、近未来を見据えながら、教育とりわけ「徳育」の在り方を考えるヒントもえられるのではないかと思われる。

そこで、本稿には、広い意味で「教育勅語」に関係の深い基本資料を十数点選び収録した。戦前の資料には、部分的に漢文体や片仮名が使われ、特殊な漢語の表現なども少くないため、すべて書き下し文とし、片仮名を平仮名に、漢字の正字体も現字体に改め、難読用語にルビを付し、句読点・濁点・傍点を加え、送り仮名も増すなど、なるべく読み易

くした。ただ、安心して使えるよう正確な引用に努め、仮名遣いも原文のままとした。長文の資料は、要点以外を省略し、必要に応じて解説の文中で言及した所もある。

このような資料を編纂し解説を纏めるにあたり、多くの先行書を参照した。とりわけ片山清一氏編『資料・教育勅語』（昭和四十九年、高陵社書店）および古川哲史氏編『教育勅語関係資料』全十五集（同五十二年、日本大学精神文化・教育制度両研究所）は、共に大変貴重な労作である。より詳しいことを知りたいと思われたら、右の両編著などを参考にして頂きたい。

第一節 明治天皇と元田永孚の懸念

日本の明治維新は、中国的な王朝交替の「革命」でもなければ、西洋的な階級交替の Revolution でもない。何となれば、慶応三年（一八六七）十月、二百六十年余り政権を担ってきた江戸の将軍が、国家の「大政」は朝廷から幕府に委任され預ってきたものと考え、あらためて政権を京都の天皇に還し奉る、という「大政奉還」に踏み切った。そこで、維新を目指す公卿・雄藩らに奉じられた明治天皇（一八五二〜一九一二）により、同年十二月、まず「王政復古、国威挽回」への御沙汰（大号令）が出された。これはまさしく日本的な Restoration（王政復古）にほかならない。

この御沙汰書では、「諸事、神武創業の始めに原^{もと}づき、……至当の公儀^{つとむ}を竭^{つく}す理念を掲げ、「百事御一新の折柄……智謀遠識、救弊の策……誰彼無く申し出づ可^べ」き方針を打ち出している。ついで翌四年（明治元年）の三月十四日、「国是（五箇条）を定め、万民保全の道を立てん」ことを天神地祇に誓い、若い天皇（数え17歳）が「親^{みなが}ら四方を経営し……天下を富岳の安きに置かん」との抱負を全国民に示しておられる。

この「五箇条の御誓文」により、明治の日本は、「広く会議を興し万機公論に決す」るべく、近代的な憲法を制定し国会を開設して、いわゆる立憲公議政体の樹立に邁進した。そのためにも、「上下心を一にし」「官武一途、庶民に至るまで各々其の志を遂げ」られるよう、全国民の協力と努力を必要とした。さらに、「旧来の陋習を破り」「智識を世界に求め」ることが要請されたのは、当然かもしれない。

そこで、維新政府（太政官）は、明治五年（一八七二）七月、全国に学校教育を行き渡らせるため「学制」を布告した（資料1）。これは当時三千万人余の日本で五万数千の小学校を設けようという画期的な方針であるが、その費用は各地方に任せられ多く住民の負担となった。

それにも拘らず、全国で立派な学校建設が急速に進んでいる。その背景として、つとに幕末でも初等教育を授ける寺子屋への就学率が、男児四三%、女児一〇%余、という世界的にみても極めて高いレベルにあった。それに加えて、この布告で「学問は身を立つるの財本」と説き、「人の父兄たるものは「愛育の情」から「幼童の子弟」を「男女の別なく小学に従事せしめ」るよう強く勧めたことが、功を奏したのである。

ちなみに、福沢諭吉（一八三四〜一九〇一）も、同じ明治五年に刊行した『学問のすゝめ』初編の中で、「人は生まれながらにして貴賤・貧富の別なし。唯、学問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり富人となる。無学なる者は貧人となり下人となるなり」などと、勉学の実利を強調し、一般人の教育熱を高めている。

しかし、政府や福沢のいう「学問」は、ほとんど「文明開化」に資する西洋伝来の「智識技藝」であって、日本古来の歴史や道義は、あたかも無益・有害な「陋習」のごとく見なされ、軽んじられ棄て去られつゝあった。事実、明治九年（一八七六）来日したドイツ人医師E・ベルツ（28歳）の日記（十月二十五の条）に、「今日の日本人は……過去の歴史に引け目を感じている。……私が日本歴史について質問した時、はっきりと『我々は歴史を持っていない。我々の歴

史は今から始まるのだ」と叫んだ」と書かれている。

そのような風潮を知って深く憂慮されたのが、明治天皇にほかならない。資料2によれば、同十一年秋、北陸・東海の六県へ行幸されて「各県の学校を巡覧」の際、「農商の子弟」に会ってみると、「多くは高尚の空論」を説き、「善く洋語を言ふ」が、「これを邦語に訳すること」さえできないような、「教学の道を得ざるの弊害」に驚かれた。

そこで、侍講の元田永孚に対策を求められたところ、彼は直ちに「教学聖旨」をまとめた。このなかで、「今より以後、祖宗の訓典に基づき、専ら仁義忠孝を明かにし、道德の学は孔子を元として、人々誠実品行を尚とび、各科の学は其の才器に随て益々長進し、道德才藝全備して、大中至正の教学を天下に布滿せしめ」る必要がある。そのため、具体的に小学校の教育では、「古今の忠臣義士、孝子節婦の画像・写真を掲げ……忠孝の文義を第一に脳髓に感覺せしめん」ことを提示している。

これを表面的にみると、「頑迷固陋な儒者が「仁義忠孝」の道德教育を強調しているように感じられるかもしれない。しかし元田永孚（一八一八〜一八九二）は、肥後藩校時習館に入り、儒学だけでなく先輩の横井小楠（一八〇九〜一八六九）らの影響を受けて洋学も解する博識の篤学者であった。それゆえ、明治四年（一八七二）大久保利通の推薦により、明治天皇の侍読（のち侍講）に抜擢されると、早速「人君の道は任用賢を得るより大なるはなく、人君の徳は聡明人を知るより先なるはなし」と説く。そして晩年まで「時世の変遷に因りて君徳の関する所を察し、聖訓を偲んで納海の微意を寓せし」（徳富蘇峰編『元田先生進講録』緒言）により、明治天皇から絶大な信頼をえている。

ちなみに、元田は同九年（一八七六）、洋学者箕作麟祥がフランスから持ち帰り翻訳した『泰西勸善訓蒙』（同四年刊）に「徳を進むるの法」として引かれる「弗蘭克林十二徳」（出典は米国のB・フランクリン著『自伝』）を抄出し、それに補註を加えて、昭憲皇后に献上したこともある。すると皇后は、その十二徳（節制・沈黙・順序・確志・節儉・

勤勞・誠実・公義・温和・清潔・寧静・謙遜）に対応する見事な和歌を詠んでおられる（詳しくは、『産大法学』四三卷第三・四号所載の拙稿「元田永孚の『弗蘭克林十二徳』補註と漢詩」参照）。

このように天皇・皇后の御教育係として格別な信任を得た元田は、先の聖旨に沿って、みずから『幼学綱要』の編纂に取り組んだ。同十五年（一八八二）それが完成すると、宮内省から刊行し、全国の学校に頒賜されている。全七巻の徳目は、「孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤学・立志・誠実・仁慈・礼讓・儉素・忍耐・貞操・廉潔・敏智・剛勇・公平・度量・識断・勉職」の二十項から成り、それぞれに意味を解説するだけでなく、和漢の古典から名句を引き、実践の例話を挙げ、随所に絵図も加えている。

しかしながら、すでに天皇が懸念され元田らが対策に努めていたにも拘わらず、当時の政治家や知識人の多くは、後述のように実利優先の欧化主義を執り続けた。そこで元田は、明治十九年（一八八六）十一月に「聖諭記」（資料4）を書きあげ、時の総理大臣伊藤博文や東大総長渡辺洪基らに反省と対応を求めている。

これによれば、数日前、明治天皇が大学（東大）を視察されたところ、洋学に基づく理科・医科とか法科などは進歩充実しているが、「主本とする所の修身の学科」が見あたらず、和書・漢籍を教授すべき「古典講習科」も有名無実化していることに気づかれた。

その御軫念を承った元田も、全く同様の憂いを懐いていた。そこで、まさに廃絶寸前の「和漢修身の学科を更張せん」ため、「国学に僻せず漢学に泥^なまず」とみられる見識の高い物集^{もずめ}高見（一八四七〜一九二八）や島田重礼（一八三八〜一八九八）のような古典学者を重用すべきこと、また「西洋の方法に因りて教科を設け、時世に適應して忠孝道徳の進歩を生徒に教導」するならば、「奮発して国用に供する者」が輩出するにちがいない、と言上している。

第二節 徳育の在り方をめぐる論議

このように「教学聖旨」のみならず「聖諭記」まで出されたのは、明治前半期の日本において、教育とりわけ徳育の在り方に関する基本方針が容易に定まらなかったからである。その揺れ動く主な論議を振り返っておこう。

まず明治十二年（一八七九）の「教学聖旨」について下問された内務卿伊藤博文は、直ちに「教育議」（資料3）を上奏している。これは長文のため、掲出を約半分にしたが、前略の部分では、「維新の際……第一、鎖国の制を改めて交際の自由を許し、第二、封建を廃して武門の紀律を解く」など「古今非常の変革を行ふ」たことに伴って、おのずから「風俗の変」を招いたとみる。

それゆえ、「大局を通観す」るならば、天皇が聖旨で懸念されているような「風俗の弊」は、過渡期の現象にすぎず「教育の失」ではない。むしろ「学制を頒布せし以来」の教育方針を続けて「文明の化」をはかり、とりわけ「高等生徒を訓導する」には、「科学に進むべく」「専ら実用を期」す必要があると主張してやまない。

この「教育議」を見た元田は、伊藤が安易に「読本の倫理風俗に係る者は、其の善良なるを択びて之を用ひしめ」ればよいというけれども、「西洋修身の書、多くは耶蘇教やそに出」ているから、やはり「四書五経を主とし、加ふるに国書の倫理に関する者を用ひ、更に洋書の品行性理に完全なる者を択び取るべし」と批判している（「教育議付議」）。

ついで明治十五年（一八八二）、福沢諭吉は『時事新報』に「徳育如何いかに」と「徳育余論」を載せた。この中で、「徳育の風」も「その時代に行はるゝ輿論に従つて、次第に変遷するもの」である。また「今日の徳教は、輿論に従つて自主独立の旨に變ず可き……」だが、「徳育の実効」は、知育の学校で為しえない。そこで、「上流の徳育」は「家塾私塾」において行い、「一般の徳育は、宗教を頼む……我が国では……仏教に依頼」するほかないと論じている。

この福沢らを誘って「明六社」を発足させた森有礼（一八四七〜一八八九）は、明治十八年（一八八五）初代の文部大臣に就任した。すると、小学校の修身教育は「内外古今の人士の善良の言行に就き……簡易なる事柄を談話し、日常の作法を教へ、教員自ら言行の模範となり、児童をして善くこれに習はしむ」れば良いとし、同二十年五月、数年前から行なわれてきた小学校の儒教的な修身教科書の使用を禁じてしまったのである。

この急激な方針転換は、教育界に一層の混乱をもたらし、その余波で德育論議も盛んになった。たとえば、独自の主張を掲げたものに、西村茂樹（一八二八〜一九〇二）の『日本道徳論』があり、また加藤弘之（一八三六〜一九一六）も『德育方法論』を出している（いずれも明治二十年刊）。

そのうち、西村茂樹は、幕末に儒学と洋学を修めたが、やがて道徳普及のために「東京修身学社」（のち日本弘道会）を設立した。その実績を認められて、明治十三年（一八八〇）文部省の委嘱により教科書『小学修身訓』を著す。ついで同十七年から侍講として天皇に洋書を進講するのみならず、皇后の内命を承わり『婦女鑑』の編纂にも力を尽くしている。

この西村が大学で講じた話を纏めた『日本道徳論』（資料5）は、多岐にわたるが、要するに「西洋諸国にて国民の道徳を維持するは、一に宗教（キリスト教）に依るけれども、「日本の道徳を立つるに（は）、世外教（宗教）を棄て、世教を用ふべき」だとする。この「世教」とは、中国伝来の「儒道」と西洋伝来の「哲学」をさす。この両者にも長所・短所があることを指摘したうえで、両者の長所を併用して「日本道徳の基礎」を確立し、それによって「国民の品性向上」をはかるため、「勤勉・節儉・剛毅・忍耐・信義・進取・愛国心・天皇奉戴」の徳目を重んじ、身近なところから遠くの人々まで善くすべきことを説いている。

これに対して、加藤弘之は、幕末に兵学・洋学を修め、早くから天賦人權論などを唱えていた（のち放棄）。大日本

教育会で講じた『徳育方法論』では、「徳育は元來智識によるものではなく、おもに感情によるもの」であり、「学者や教育者が、技量と徳育主義を評議して定める」ようなことはできない。従って、「日本にある宗教は……悉く徳育に用ふる」ことにし、具体的に公立の各小学校で「四教（神道・仏道・儒教・耶蘇教）の修身科を置きて、各々其の志す所、其の信ずる所の教派に就かせたが宜しからう」と論じている。

このように、ほぼ明治十年代の徳育論議は、単に維新以来の欧化主義を続けるか、古来の儒教主義を取り戻すかだけでなく、根本的に処世の思想（儒教・哲学）に基づくか、世外の宗教（神・儒・仏やキリスト教）に依るのか、さらにそれを学校で有効に為しうるか否かなど、具体的な在り方をめぐり様々な意見が出されている。それほど混沌たる状況にあったといえよう。

ちなみに、明治十四年の「小学校教則綱領」によって、「修身」は各学科の首位に置かれ「道徳の教育に力を用ひる建前になっていた。しかし実際は、かなり形式化していたらしく、たとえば同二十年五月、京都府知事北垣国道は、元田永孚あての書翰で「方今……修身の授業法、尋常科十五分、高等科三十分、簡易なる嘉言・善行を講義するに止まるのみ。これ畢竟、外形の教に属するのみ」と慨嘆している。

第三節 「教育勅語」の成立と特徴

このような実情を憂慮する府県知事は、他にも多くいた。そして、ついに明治二十三年（一八九〇）二月、地方長官（全国知事）会議で、「徳育涵養の議に付いての建議」が採択され、文部大臣榎本武揚（榎本）あてに提出されるに至った。このなかで、当時の学校教育は、「知育を主として専ら芸術知識のみ進むことを勉め、徳育の一点に於ては全く欠く

……軽躁浮薄の風、道義頹壞の勢」にある、と厳しく批判されている。

それに対して榎本文相は、文部省として従来から「徳性涵養に意を用ひ」てきたが、前年二月制定の帝国憲法により「人の信教・志想を束縛する」ことができないことになり、「学校に於ては、宗教に依りて以て徳育の方法となす」こともできない今日、やはり「我が民の心裏に入り易き……人倫五常の道、即ち孔孟の教は、我が民の徳育に適す」と回答している。さらに、天皇親臨の閣議では、各大臣から積極的な意見が述べられ、「人生の教育、尤も幼童を急にす。よろしく箴言を編して之を幼童に授け、夙夜誦読して其の心に記せしむ」ことを議決するに至った。

しかし、その箴言編纂に着手寸前の同年五月、内閣改造により文部大臣として芳川顯正（一八四一〜一九二〇）が起用された。すると、かねて徳育の在り方を懸念され、地方長官会議の建議もご存じの明治天皇は、親任式の席で特に「徳教のことに十分力を致せ」「教育上の基礎となるべき『箴言』を編め」との御沙汰を下された。そこで、恐懼した山県首相と芳川文相は、直ちに協議して、単なる「箴言」の寄せ集めではなく、進んで「教育に関する勅語（勅諭）」を起草することにしたのである。

その勅語文案は、文部省から初め中村正直（一八三二〜一八九一）に依頼された。中村は幕末に儒学と蘭学を修め、英国に留学して入手したJ・ミルやS・スマイルズの著作を翻訳して出版した『自由之理』や『西国立志編』により、明治の青少年たちに大きな影響を与えている。東大教授を経て明治二十三年当時、東京女子高等師範学校長であったが、直ちに筆を執って長文の草案を作り、それに何度も修正を施したうえで、芳川文相に提出した（資料6、校異も参照）。一見かなり格調の高い名文である。

この中村（文部省）案について、山県首相から意見を求められたのは、法制局長官の井上毅（一八四四〜一八九五）である。井上は元田の後輩（二十四歳下）で、肥後藩校時習館から明治初年に大学南校へ進み、司法省に入ってからフ

ランスへ渡り、ボアソナードなどに教えを受けて帰った。従って、和漢の古典にも西洋の法制にも明るく、岩倉具視や伊藤博文らに重用され、「皇室典範」「大日本帝国憲法」の起草・修訂に中心的な役割を果たしてきたが、引き続き首相の山県にも信頼をえていたのである。

ところが、井上は中村案に対して徹底的な批判を加えた。その山県あての書簡(資料7①②)によれば、このような「教育に関する勅語」は、「普通の政治上の勅語」と断然区別しなければならない。それは既に前年「大日本帝国憲法」を制定し「憲政体(立憲君主制)の主義」をとっているのだから、「君主は臣民の良心の自由に干渉せず」という原則を守る必要がある、この勅語は「政事上の命令と区別して、社会上の君主の著作公告」とみなすほかない、という明快な法理に基づいている。

しかも、中村案の内容には、まず「天を敬ひ神を尊ぶ」という類のキリスト教的な表現があり「宗旨上の争端を引き起こす」恐れがある。また「哲学上の理論」や「政事上の臭味」が含まれているから、「反対の思想を引き起こす」とか、「時の政治家の勸告」との嫌疑を受ける恐れがある。さらに「漢学の口吻と洋風の気習」がみられ、まして人の愚かさや悪さを諷めるような表現が用いられているのは、大らかな「君主の訓戒」にふさわしくない。要するに、この中村案は、「宗教又は哲学上の大知識」に偏っており、世の人々が「真に至尊(天皇)の聖旨に出たる事を信じて感激する」ようなものではないという。これと同様の手厳しい批判が③でも繰り返されている。

ただ、井上は、単に法制局長官の立場から、中村案の問題点を指摘するだけでなく、自ら代案を「試草」している。その初稿は極めて「簡短」なものであるが(資料8①)、これを見た山県も芳川も、中村案より断然すぐれたもの認め、直ちに前者を廃棄し後者の検討を行わせている(元田も草案を作ったが、提出していない)。

その文案検討は、六月から丸四ヶ月余り、主に元田と井上との間で十数回にわたり往復書簡を交わして進められた。

詳しい修正の過程は、すでに海後宗臣・稲田正次・梅溪昇氏などにより解明されているが、兩碩学による激しい応酬は、まさに「真成なる王言の体を全くする」ための真劍勝負にほかならない。その間に「国憲を重んじ国法に遵ひ」という部分は、「道徳の教育を訓誥せら」れる勅語に必ずしも必要がないとして、いったん削られたが、天皇の内閣を仰いだところ、これは原案どおり入れた方がよいとの御意向により、再び加えられたといわれている。

その最終案（資料8⑩、元田による旧案との異同も注記）は、十月二十日に閣議決定された、井上の方針どおり「他の政令」と断然区別するため「大臣等の副署」を加えず、同月二十四日、明治天皇に奏聞され、裁可を賜った。ただ、発布手続は、井上案でなく元田案により、十月三十日、天皇が山県首相と芳川文相を宮中へ召され、勅語を下し賜っている。その直後（十一月二日）、井上は元田あての書簡で、この勅語が出来たのは、侍講元田先輩による「積年御誠心御輔導の美果を結び候」と讃えている（国立国会図書館憲政資料室所蔵「元田永孚文書」）。

この「教育に関する勅語」は、いくつもの特徴をもっている。その第一は、前述のとおり、井上のいう「社会上の君主の著作公告」とするため、一般の政治的な勅語と異なり、末尾に御名「陸仁」の親署と御璽「天皇御璽」の押印だけで、首相以下全大臣の副署がない。

その第二は、勅語の内容が「臣民の良心の自由」に干渉したり、「政事上の命令」とならないよう、最初が「朕おま惟ただふに……」という天皇の御意見を表明される形で始まり、最後まで「……庶こいねが幾ぶふ」という天皇の御希望を表明される形で終わっている。第一の点と共に、極めて周到な配慮といえよう。

その第三は、「教育（徳育）の淵源」を、中村案のような宗教色の感じられやすい「天」や「神」への崇敬ではなく、既に「皇祖皇宗」が「国を肇め」「徳を樹たてられ、また「臣民」も皆心を合わせて「克よく忠に克よく孝に」励み磨きあげてきた歴史的な「国体の精華」に置いていることである。

その第四は、具体的な徳目を掲げ、家庭と社会における人間の相互関係を重視している。しかも、儒教の説く五倫（『孟子』などで「父子に親、君臣に義、夫婦に別、長幼に序、朋友に信」と説く）では、専ら男性中心の縦の関係を重んずるのに対して、この勅語では、父と母への孝養、兄弟（姉妹）の友愛、夫婦の相和など、男女の共存協力による横の関係も大切にしており、さらに血縁・地縁を越えた衆人への博愛まで示している。

その第五は、「学を修め業を習ふ」ことにより、みずから「智能を啓発し徳器を成就」すると共に、進んで「公益を広め世務を開」くことができるとしている。これは前述の「学制」布告文という学問の実利主義と異なり、自己の完成と社会への貢献を学問の目的として打ち出したことになる。

その第六は、このような修徳と勉学に勤む「臣民」の在り方として、平常時に「国憲を重んじ国法に遵」うだけでなく、非常時には「義勇公に報じ」て「天壤無窮の皇運を扶翼」することが、「祖先の遺風を顕彰する」ことにもなるとされている。これは近代的な国民国家を構成する各人の自覚と決意を促すものにほかならない。

その第七は、このような日本人の道徳心は「皇祖皇宗の遺訓」として伝えられ、また「子孫臣民の俱に遵守」してきたことであるから、古今を通じて間違いなく、中外に施しても問題がないと強調されている。

その第八は、勅語の末尾が「朕、爾臣民と俱に拳々服膺して、威其の徳を一にせんことを庶幾ふ」と結ばれている。この「威其の徳を一にする」の典故は『尚書』に「威有^{たもつ}二徳^ツ」とあり、「純一の徳を守りて終始を一貫する」ことにほかならない、しかも明治天皇は、これを自ら明言して生涯みずから実践（有言実行・率先垂範）されたからこそ、多くの一般国民もこの勅語を「拳々服膺し」たのであろう。

その第九は、これほど内容の豊かな勅語が、わずか三一五文字の簡潔明快な名文にまとめられている。それゆえに、小学生でも声を出して繰り返し読めば暗誦することができる。また、いったん覚えれば、生涯、折に触れて思い起こ

し、修徳の抛り所とすることができたのであろう。

第四節 「教育勅語」と修身の教育

このような特徴をもつ「教育勅語」は、前述の井上構想（資料7①）によれば、「政事命令と区別」するため、天皇が学習院か教育会へ臨御された際「下付」されることが想定されていた。しかし、主に元田の意向により、十月の最終段階で、宮中において天皇から文部大臣に下賜されることが決まり、三十日にそれが実施されたのである。

そこで、芳川文相は翌三十一日、この謄本を全国の学校へ頒つにあたり、「訓示」（資料9①）を発している。文面は簡単ながら、この勅語は明治天皇が「臣民の教育」を深く心配して下されたものであること、それゆえ全国の学校では「聖意を奉体」して、学校の式日（入学式・卒業式や祝祭日の式典）などに生徒を集めて「奉読」し、その趣旨を説明して「佩服」する（従い守る）ように教え導くべきことが、具体的に示されている。

これを承けて、帝国大学（東大）でも、天長節の十一月三日「勅語奉読式」が行われ、総長加藤弘之が「教官、生徒らと共に、謹んで聖旨を奉戴し、将来益々勉勵従事せざるべからず」と訓示している。また第一高等中学校（一高）でも、翌年一月九日の始業式に「勅語拜戴式」が行われた。そのさい、囑託教師の内村鑑三は「陛下の勅語に対して……敬礼せざりし」ため、生徒から「不遜なり」と詰られ、結局「内諭解職」になったことがある。

ちなみに、この一件は別の誘因も加わり、帝大教授井上哲次郎などが「教育と宗教との衝突」と称して、「耶蘇教」攻撃の論陣を張った。しかし、内村自身は欽定憲法で「信仰の自由」を公認された明治天皇を終生敬愛していた。井上哲次郎への公開状（明治二十六年三月『教育時論』所載）でも、「勅語を下し賜はりし深意を拝察し奉るに、天皇陛下

は我等臣民に対し、之に礼拝せよとて賜はりしに非ずして、是を服膺し即ち実行せよ、との御意なりしや疑ふべからず」と「勅語の実行」こそ敬礼に勝ると弁じている。

実は当初、勅語の取り扱いは一定しておらず、各地で混乱を生じていた。そこで、下賜から半年後の翌二十四年四月、文部省は「小学校設備準則」を発して、「校舎には、天皇陛下及び皇后陛下の御影（写真）、並びに教育に関する勅語の謄本を奉置すべき場所を一定し置く」ように指示している。また同年六月の「小学校祝日大祭日儀式規程」第一条では、次のように定められた。

紀元節（二月十一日）・天長節（十一月三日）・元始祭（一月五日）及び新嘗祭の日（十一月二十三日）に於ては、
学校長・教員及び生徒一同、式場に参集して、左の儀式を行ふべし。

一、学校長・教員及び生徒、天皇陛下及び皇后陛下の御影に対し奉り最敬礼を行ひ、かつ両陛下の萬歳を奉祝す。
二、学校長もしくは教員、「教育に関する勅語」を奉読す。

三、学校長もしくは教員、慕（うやま）しく「教育に関する勅語」に基き、聖意の在る所を誨告し、又は歴代天皇の盛徳・鴻業を叙し、もしくは祝日・大祭日に相応する演説を為し、忠君愛国の志気を涵養せんことを務む。

四、学校長・教員及び生徒、其の祝日・大祭日に相応する唱歌を合唱す。

すなわち、「教育勅語」の謄本は、両陛下の御真影と共に、各学校で一定の場所に保管され（ただ特別に「奉安殿」が建設されるのは大正初年以降）、国家的な祝日・大祭日に儀式を行う際、校長か教員が「奉読」し、勅語の「聖意」や歴代天皇の「盛徳・鴻業」を解説することになったのである。

なお、当時すでに「紀元節」「天長節」の唱歌はあったが、その二年後（同二十六年）「祝日・大祭日唱歌」として、「君が代」「二月一日」「紀元節」「天長節」「元始祭」「神嘗祭」「新嘗祭」と共に、次のような唱歌「勅語奉答」（作詞

勝海舟、作曲小山作之助)が、文部省から告示されている(中山エイ子氏『明治唱歌の誕生』勉誠出版参照)。

あやに畏かしこき 天皇すめらみの あやに尊たふとき 天皇の あやに尊たふとく 畏かしこくも 下し賜たまへり 大勅語おほみこと

是ぞめでたき 日の本の 国の教への 基もとなる 是ぞめでたき 日の本の 人の教への 鑑かがみなる

あやに畏かしこき 天皇の 勅語みことのままに 勤いそみて あやに尊たふとき 天皇の 大御心おほみこころに 答こたへまつらむ

ついで、同二十四年十一月の「小学校教則大綱」第二条では、「修身」の内容が定められた(資料9⑨)。この大綱に基づいて編纂された小学校の修身教科書は、当時まだ「検定」制であったから何種類もある。たとえば、東大に新設された国史学科の教授重野安繹編『高等小学校修身』巻四をみると、勅語の「克よく忠に克よく孝に」については道みち臣おみ命のみことと武内宿祢たけしものすくね、「父母に孝に」については池田克政とトリ女、「兄弟に友に」については岩佐兄弟と武田信繁、「夫婦相和し」については山内一豊と具原益軒の夫妻、「朋友相信じ」については高山江上と平田蒲生、「慕たのしむ己おのれを持し」については板倉重矩と井伊直孝、「博愛衆に及およぼし」については星野弥兵衛と細川忠光、「学を修め……」については細井平洲、「公益を広め」については野中兼山と伊藤信景、「国法に遵したがひ」については大婆、「義務公に奉たごじ」については楠正行と谷村計助などの「嘉言・善行等を例証」としている。

ところが、まもなく第二次伊藤内閣の文部大臣となった井上毅は、「小学校修身教授上に関する注意訓令」を出し、「修身の教は専ら師道に由りて挙ることを得べく、……教科書は教員の資料を助くる為に必要とすべしと雖も、地方の情況に従ひ……教科書を用ゐずして、専ら口授法を用ゐることを妨げざるべし」と柔軟な方針を示すのみならず、「教科書中に参照として引挙する所の古今の人の善行は、児童をして観感興起せしむるの益ありと雖も、或は矯激に流れて中庸を失ひ……教育上の常経と為すべからざる者あり。各教員は……偏弊を避くるを要す。」と注意を促している。前述のような深い配慮のもとに「社会上の君主」の勅語として起草した井上の真意は、これを過大に取り扱う傾向

の強い教科書の「偏弊」を何とか抑えようとしたのであろうか。

しかし、翌二十五年、井上文相が病気で辞任し三年後に亡くなる一方、同二十八年（一八九五）日清戦争に勝利すると、「忠君愛国」の教育を一層強化する傾向が強まっている。しかも、教科書は同三十年代から「国定」化され、文部省で作られることになった（使用は同三十七年から）。その第一次「小学校修身書」の編纂方針をみると「本書は……（教育）勅語の旨趣に基づき、児童の徳性を涵養し、道徳の実践を指導」することが目的に掲げられている。

さらに、この方針を一段と強調するようになったのが、同四十四年（一九一）からの第二次「小学修身書」である。その「編纂趣意書」（第四篇第三章）に次のごとく定められ、これに基づく修身教科書（資料12）が多少の修正を加えながら、大正時代から昭和の終戦まで使われている。

教材は、「小学校令施行規則」第二条に抛り、「教育に関する勅語」の旨趣に基づき、日本国民たるに必須なる道徳の要旨を授け、児童の徳性を涵養し、道徳の実践を指導するに必要なものを選びたり。又能く聖旨の在る所を奉体せしめんが為に、勅語の語句並びに全文につきて会得する所あらしめたり。

一、徳目／尋常小学校第一学年に在りては、主として児童が学校及び家庭に於て実践すべき卑近なる心得を授け、第二学年以後は、児童の発達に応じ、勅語の旨趣によりて国民として恪守すべき諸徳を授くるを旨とす。

我が国民道徳の枢軸たる忠孝の念を涵養することは、旧修身書に於ても大いに意を用ひし所にして、毎巻必ず皇室に関する御事を掲げ、其の他「日の丸の旗」「大日本帝国」「祝日祭日」「祖先」の事をも適宜に配当したれども、今回の修正は一層其の精神の養成に努め、第二学年に於て早く「皇大神宮」「祖先を尊べ」の課題を掲げ、第三学年以上に於ても旧修身書に比して之に関する課題を増加せり。（中略）

「教育に関する勅語」は、修身教授の基づく所にして、又諸教科教授の帰趣する所なり。但し語句は高尚に、旨趣

は深遠なるを以て、低き学年の児童に授くること困難なり。因りて卷四児童用書に至り、其の卷首に勅語の本文を掲げ、且之に傍訓を施し、児童をして随意誦読せしむることの便を図り、又卷五以上適宜の課に於て、之に関係ある勅語中の語句を挙げて其の意義を説明し、卷六最後の三課に於ては、勅語を課題として其の大意を説明せり。

ちなみに、一般の修身教育とは異なるが、大正元年（一九一四）から七年間にわたり特設されていた「東宮御学問所」では、皇太子裕仁親王（のち昭和天皇）のために「倫理」の御進講が行われた。それを一人で担当し通したのが、私立日本中学校々長の杉浦重剛（一八五六〜一九二四）である。

杉浦は明治初年に大学南校（東大）へ進み、英国に留学して理化学を修めたが、帰国後「日本中学校」を設立し長く校長を務めた。同二十年（一八八七）刊の『日本教育原論』において、日本の徳育は、西洋のごとく「宗教を以て道徳の大体を定むること頗る難」しいから、むしろ「物理を推して人事に應用する」方法をとり、いわゆるエネルギー保存の法則から「陰徳あれば陽報あり」とか「播かぬ種は生えぬ」などの諺を引き、独特の「理学宗」を説いている。

その「倫理御進講の趣旨」（資料13）によれば、基本方針のひとつとして「教育勅語の御趣旨の貫徹を期し給ふべきこと」をあげ、「皇儲（皇太子）殿下……御自らも之を体して実践せらるべき」ことを強調している。しかも、初年度後半、満十三歳の裕仁親王に対して、杉浦御用掛から「教育勅語」の御進講があった。その十一回にわたる全容は、私が校注・解説した『昭和天皇の学ばれた教育勅語』（平成二十一年補訂版新書、勉誠出版）に収めた。それをみると、引用の例話が極めて多く、文字どおり古今東西に及んで面白いが、その最終回でも「殿下におかせられては、御自身御実行あらせらるると同時に、いかにすれば臣民をして永遠に進ましむるを得べきか、の一事に御留意あらせられんことを望む。」と求めている。

余談になるが、杉浦は毎回大声で勅語を奉唱する際「……世々、其の美を濟せるは……」の「世々」を「セイセイ」と

読んだ。そのため、小笠原幹事が「世間では普通「ヨヨ」と読み居ります」と申し上げて、少年皇太子は後々まで「セイセイとお読み遊ばされた」という（大町桂月・猪狩史山共著『杉浦重剛先生』政教社）。

第五節 勅語の釈義と外語への翻訳

「教育勅語」の表現は、戦後あまり使われない難しい漢字・用語も少くないが、文語調であるからかえって覚え易い。しかし、個々の言葉であれ全体の構成であれ、語義や文意を正確につかみ難いところがある。

そのため、これが公表された直後から戦時中まで半世紀有余の間に、数百種類の注釈書や解説書などが作られている。その代表作として、教員養成の師範学校および旧制の中学校・女学校で教科書としても長らく使われた井上哲次郎著『勅語衍義』に注目しよう。

哲次郎（一八五〇—一九四四）は、明治十年前後、東大で哲学を中心に英語・漢学・国典を学び、同十七年から六年余りドイツに留学し、ちょうど「教育勅語」の出た時に帰朝して、東大教授となった。そこで、この博識気鋭（35歳）の哲学者に対して、文部大臣芳川顕正が勅語解説書の執筆を依頼している。その大役を引き受けた井上は、かなり力を入れて執筆し、その原稿に対して何人もの碩学に意見を求め、それを取捨して仕上げた。そして明治二十四年九月、「文科大学教授井上哲次郎著／文学博士中村正直関」「鈎玄堂蔵版／文部省検定済」として刊行されたのが、『勅語衍義』にほかならない（資料10）。井上自身、そのいきさつを次のように記している。

余が著はす所の勅語衍義は、実践的倫理を元とするものにして、遍く哲学流派の各主義を斟酌し、併せて東洋古来の宗教・倫理・風俗等を参照し……草稿を変更すること、凡そ八十九回に及ぶ。草稿ほぼ成るに及んで、加藤弘

之・中村正直・井上毅等、十有余人に就いて其の意見を仰ぎ、文辞の如きは島田重礼・南摩綱紀・小中村清矩諸氏に質し、力を極めて其の完全を期したり。(翌二十五年一月「教育報告」)。

このうちの中村正直は、前述のとおり最初に芳川文相から依頼されて勅語案を作りながら、井上毅の厳しい批判を受けて廃棄を余儀なくされた。それにも拘わらず、実質的に毅の案に基づいて出来たものであることを承知の上で、井上哲次郎による解説書の校閲代表者として名前を出したのは、両者の友好な人間関係によるのであろう。

一方、井上毅は哲次郎の草稿に率直な修正意見と具体的な代案を示している。それを哲次郎は若干とり入れたところもあるが大部分「撥ね付けた」と後で語っている(昭和十七年「釈明教育勅語衍義」)。ちなみに、毅が文部大臣になった明治二十六年、『勅諭衍義』は小学校教師用書として検定申請された際、「内容高尚に過ぎる」という理由で、不合格になったことがある(師範と中学の教科書としては検定合格)。

参考までに、哲次郎の草稿を④、毅の修正意見・代案を⑤、衍義の成文を⑥として、ごく一部であるが異同を対比してみよう(稲田正次氏『教育勅語成立過程の研究』〈昭和四十六年・講談社〉第十六章参照)。

(イ)「朕惟ふに、我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠に」の部分

④「……今上天皇陛下の皇祖は天照大御神にして、皇宗を神武天皇とす。……」

⑤(意見)「……皇統の緋系を論ずるときは天照大神を皇祖とすべきも、肇国の基始を叙ぶるには、皇祖は神武天皇を称へ、皇宗とは歴代の帝王を称へ奉るものにして……」

⑥「太古の時に当たり、瓊々杵命、天祖、天照大御神の話を奉じ、降臨せられてより、列聖相承け、神武天皇に至り、遂に奸を封じ逆を誅し、以て四海を統一し、始めて政を行ひ民を治め、我が大日本帝国を立て給ふ。……」

(ロ)「爾臣民、父母に孝に」の部分

④ 「国君の臣民に於ける、なほ父母の子孫に於けるが如し。……臣民たるもの、亦皆子孫の嚴父慈母に於ける心を以て謹聴威佩せざるべからず。もしそれ（以下八行）。……」

⑤ （意見）「もしそれ以下八行……無用の冗文……削るべし。……」（他にも数ヶ所「削るべし」）

⑥ 「もしそれ」以下を削り「億兆心を一にして……」の解に移す。⑤の他の意見は採らず。

⑦ 「常に国憲を重んじ国法に遵ひ」の部分

⑧ 「……国憲制定の主意たる、元と統治者の権限を明らかにし、又臣民の身体・生命・財産・名誉等に関する権利を保全し、以て永く公共の安寧秩序を維持するに至る……」

⑨ （代案）「……国憲の主義は、統治の権限を明らかにし、臣民をして国事に参与せしむるの方法を定め、又臣民の権利を保証し義務を明示し、公共の安寧秩序を維持し、国家の幸福を増進するに在り。……」

⑩ 右の代案を採らず、「国法」について次のごとく増補。

「法律は道徳を相待ちて国の秩序を維持する所以なり。……両立すべく、遍廃すべからざるものなり。」

⑪ 「朕……威其の徳を一にせんことを庶幾ふ」の部分

⑫ 「……今上天皇陛下、自ら衆庶と其の徳を一にして、以て理想に達せんことを希望せらる……」

⑬ （代案）「……吾侪臣氏は、天皇陛下自ら衆庶と其の徳を一にせんことを希望したまへるの聖勅を奉戴したり。……」

⑭ 「今上天皇陛下、今自ら皇祖皇宗の遺訓に基づき、億兆臣民に率先し、其の徳を修め、以て理想に達せんことを希望せらる……」

このように両井上は、勅語の解説にも真剣に取り組んだ。ただ、前述のとおり、二人とも若くしてヨーロッパに留学しているが、毅は晋仏戦争（一八七〇～七一年）の前に一年弱で帰ったのに対して、哲次郎は戦後に六年余り滞在し

た。そのせいか、哲次郎は「勅語衍義叙」(資料10)でも、外国の脅威に備えるため「共同愛国」の必要を殊さら強調している。しかし、もちろん「忠君愛国」一遍倒ではなく、家族の敬愛協力、国民の権利自立なども懇切に説き、いわゆる国体を合理的に説明しようとしている。

ところで、この衍義は何度も補訂されたが、明治三十三年(一八九九)の増訂版から巻毎に勅語の英訳を載せている。平田諭吉氏『教育勅語国際関係史の研究』(平成九年、風間書房)によれば、その英訳は、すでに勅語渙発の翌月、英語雑誌『The Museum』七号所載の訳文が最も早く、それが同二十七年(一八九四) L・ハーン著『Glimpses of unfamiliar Japan』(知られざる日本の面影)に収められた。また同年刊『実用和文英訳教授書』第一巻に井上十吉の訳文がみえ、さらに五年後の同三十三年、この哲次郎による訳文が出たのである。

しかも、同三十七年(一九〇四)から翌年にかけての日露戦争当時、末松謙澄(一八五五〜一九二〇)はロンドン、また金子堅太郎(一八五三〜一九四二)はニューヨークへ赴き、日本の近代教育につき説明して廻った。その際、勅語の要点(主に第二段の徳目)も紹介したところ、かなり好評をえている。ついで日本が白人のロシアに勝利すると、わが国の急速な発展の謎を解く鍵として、教育への関心が高まった。とくに日英同盟を結んでいたイギリスのロンドン大学から、文部省に「日本の教育」に関する特別講演の依頼がきている。

その大役を担ったのが、菊池大麓(一八五五〜一九一七)である。菊池は幕末と明治の初め九年間、英国に留学して理学・数学を修め、東大教授・総長を経て明治三十四年(一九〇一)文部大臣・学士院長などを歴任している。

同三十九年九月から行われた「教育勅語」の英訳事業は、まず菊池が直訳に近い原案を作り、それを各種誌紙に載せ、寄せられた広範な批評を採り入れた。それとともに、文部大臣牧野伸顯(一八六一〜一九四九)の官舎に金子堅太郎・末松謙澄・神田乃武・井上哲次郎・中島力造・新渡戸稲造(一八六二〜一九三三)ら英語力の高い十二名が集まり

協議を重ねた。そのうえで、東大教授 J・ローレンスや A・ロイドなどが調整を加えて完成したのである。

その過程をみると、たとえば冒頭の「朕惟ふに」を、菊池は初め敢て訳さなかったが、途中で「We consider」と訳し、やがて末松の意見により「Know ye, Our subjects. (Our は国王の一人称代名詞の所有格」「朕の)」と修正されている。これは井上毅が勅語を天皇自身の意思表示（社会上の君主の著作公告）として起草した意図を的確に表現したことになる。

この官定英訳「教育勅語」Authorized Translation「Imperial Rescript on Education」（資料11）は、翌四十年（一九〇七）二月から、菊池がロンドン大学で「日本の教育」の中核として紹介し始めた。そのみならず、文部省が趣意書を添え、内外に頒布している。菊池の講演は、予想以上に好評をえたので、英国各地において行われ、さらに米国でも五十回近く続けられた。また官定英訳文も、欧米の誌紙などに掲載され、大きな反響を呼んでいる。

その反響は、ほとんど極めて好意的である。たとえば全英教員組合の機関誌「スクール・マスター」（一九〇九年八月号）は、「教育勅語と合致した教育精神を有する（日本）国民は、いかなる困難に直面しても……進歩の大道を逸脱することがない。……この愛国心が強く勇敢無比な国民は……偉大な勅語に雄弁に明示された精神をもって、国民的進展の歷程を重ねていくであろう」と論じている。

また、米国シカゴの教育委員長は、官定英訳をみて、「この勅語は……倫理・道徳に関する一つの最高の原理を教え、ており、家庭・職場・国家における真実と誠実など、生活の最高規範を青年の心に植え付けている」と高く評価したと伝えられる（以上、平田氏の前掲書による）。

そこで、文部省は他言語の官定訳も作った。そして同四十二年十二月に出版した冊子『漢・英・独・仏 教育勅語訳纂』を主要な国々に配布している。これらの翻訳「教育勅語」は、日本発展の精神的原動力として、世界の有識者たち

が注目するところとなったのである。

第六節 勅語の否定と徳育の再生

このように「教育勅語」は、明治四十年（一九〇七）前後から海外にも広く紹介され、その内容に対する評価が高まってきた。まして日本国内では、主に学校教育（特に小学校の「修身」）を通じて普及の徹底がはかられ、大正から昭和にかけて益々神聖視されている。

しかしながら、わが国は昭和二十年（一九四五）八月、ポツダム宣言を受諾して停戦し、同二十七年四月に講和独立するまで連合国軍・GHQの占領下に置かれた。その七年間に、戦前の価値観に転換を迫る政策が次々と打ち出され、この「教育勅語」もそれに巻き込まれて、公教育の場から姿を消すことになる。その経緯を略述しよう。

まず同二十年十月の段階では、文部大臣前田多聞（一八八四～一九六二）が「新教育方針中央講習会」で「吾人は、ここに改めて教育勅語を謹読し、その御垂示あらせられし所に心の整理を行はねばならぬと存じます。教育勅語は……吾々が忠良なる国民となる事と相並んで、よき人間となるべきこと、よき父母であり、よき子供であり、よき夫婦であるべき事をお示しになってをります。……」と勅語を評価し、「上御一人におかせられては、常に爾臣民と俱にあり」と仰せられて居ります。この有り難い大御心を拝し、吾等は本当に一つ心になって、この難局を切り抜け理想の彼岸に達したいと思います」との方針を示している。

けれども、GHQから同年十二月「国家神道……弘布の廃止に関する件」「修身・国史及び地理の停止に関する件」という強烈な指令が出された。そして翌二十一年三月、来日した米国教育使節団のGHQあて「報告書」では、「教育

勅語」などの取り扱いについて、「勅語・勅諭を儀式に用いることと、御真影に敬礼する習わしは……停止されなくてはならない」と勧告している。そこで、同年十月八日、文部省から全国の学校あてに、次のような通達が出された。

一、教育勅語を以て、我が国の唯一の淵源となす従来の考へ方を去って、これ（勅語）と共に、教育の淵源を広く古今東西の倫理・哲学・宗教等にも求める態度を探ること。

二、式日等に於て、従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること。

これによれば、「教育勅語」を式日等の儀式で「奉読」するような特別扱いをしてはならないとしているけれども、勅語を全面的に否定したわけではなく、「教育の淵源」の一要素と認めたことにもなる。

これは当時の日本側の見識を示すものといえよう。たとえば、同二十一年五月から吉田茂内閣の文部大臣となる田中耕太郎（一八九〇～一九七四）は、同年三月刊『教育と政治』所収「教育勅語論議」において、「教育勅語には、個人道徳・家庭道徳・国家道徳の諸規範が相当網羅的に盛られている。それは儒教・仏教・基督教の倫理とも共通している。……」一旦緩急の云々は好戦的思想を現しているものではなく、その犠牲奉仕の精神は、何時の世に於ても強調せられなければならない。そこには謙虚さこそあれ、何等軍国主義的・過激国家主義的要素も存しない。」と、むしろ勅語の内容を評価し擁護している（同年六月二十七日・七月十五日、帝国議会でも勅語擁護）。

このような考え方は、翌二十二年三月、「教育基本法」を審議する段階でも政府（文部省）の見解として受け継がれている。時の文部大臣高橋誠一郎（一八八四～一九八二）は、衆議院文教委員会で「私も教育勅語とこの教育基本法との間に、矛盾と称すべきものはないのではないかと考えている。……これに盛られておる思想が全然誤っており、それに代えるに新しいものをもってする、という考えはもっていない」と答弁し、また貴族院本会議で「この法案の中には、教育勅語のよき精神が引きつがれている……教育勅語をあえて廃止する考えはないのであるが……学校で式日など

に奉読することは、……新しい時代にふさわしくないもので、今後はこれをとりやめることとした」と説明している。

さらに「日本国憲法」施行直後の同二十二年六月発行『文部時報』八四〇号に掲載された「教育基本法について」でも、「教育ニ関スル勅語は、政治上の命令と區別し、内閣大臣の副署を廃し、勅語として広く国民に下賜されたものであったが、その内容・形式とも極めてすぐれたものであり……式日等には各学校で奉読されることを常としたので、そこにおのずから一定の法的拘束力をもつに至った。……高橋文相は……教育勅語の効力に関して『……教育基本法の施行と同時に、これと矛盾する部分は効力を失うのであるが、その他の部分は両立すると思う。……』と答えて、教育勅語の問題に一応の終止符を打った」と解説されている。

ちなみに、家永三郎氏ですらも翌二十三年四月刊『日本思想史の活用態』（斎藤書店）所収「教育勅語成立の思想史的考察」において、井上毅の草案に基づく「教育勅語」は「願る普遍性豊にして近代的国家道徳を多分に盛った教訓となつてゐた」と依然評価している（但し本稿は没後の岩波書店刊『家永三郎集』に未収）。

ところが、これを不服とするGHQは、戦前の教育を否定するターゲットとして、「教育勅語」廃止の国会決議を求めてきた。その裏工作は「巧妙な方法」（CIEのトレーナー提案）で行われ、あたかも日本側の自発的な決議のように装われた（高橋史朗氏『検証・戦後教育』（平成七年、広池学園出版部））。そして同二十三年六月、参議院では「教育勅語等の失効確認に関する決議」、また衆議院では「教育勅語等排除に関する決議」が行われている（資料14）。

そのうち、参議院で発議者を代表して提案理由を説明したのは、前述のような見識をもっていた田中耕太郎である。それゆえか、初め「新教育理念の普及徹底に関する決議案」という題とし、最終的にも「教育勅語は、軍人に賜わりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜わりたる勅語、その他諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている……事実を明確にする」というに留めたのであろう。ただ、衆議院では初めの「内容は部分的にその真理性を認められるの

であるが」という部分を削除し、「これらの詔勅を排除し、その指導的原理を認めないことを宣言する」という強硬な表現になっている。その結果、直ちに文部省から「教育勅語」等の謄本回収通達が出され、以後これを公教育の場では肯定的に採りあげることが不可能な状況になってしまったのである。

しかしながら、被占領下でも一部の識者には気骨が残っていた。とくに第三次吉田内閣の文部大臣となった天野貞祐（一八八四〜一九八〇）は、昭和二十五年（一九五〇）十一月、全国教育長会議の席で「教育勅語は、そのまゝ、現在も我々の道徳的基準たりうる」と評価し、ただ新憲法下で「勅語という形式ではまずい」から、あらためて文部省から「国民実践要領」というようなものを道徳の基準として示したい、と提案している。

そして翌二十六年十一月、『国民実践要領』を纏めあげた。ただし、当時は、野党や日教組・左派言論人などの反発が強く、これを文部省の公刊物として発表することができなかった。そこで、天野は文相を退き講和独立ができた後同二十八年、これを私著として出版したに留まる（資料15）。

その内容は全般に良識的で、まことに穏当な表現となっている。国民それぞれに、個人として、家（家族）として、社会および国家の構成員として、道徳実践の基準とすべき要点を各十項目前後にまとめて示し、「心をつにして、かかる道徳の確立に力を尽さんことを念願する」と結んでいる。

これが前文相天野の個人的な見解でなかったことは、首相吉田茂（一八七八〜一九六七）も『回想十年』第二巻の中で、「私は、日本国民全体に通じる生きた教育信条というようなものを、はっきりと打ち出す必要があると、ますます思うようになった。……戦争に負ける前には、そういうものとして「教育勅語」が働いていた。……中外に施して恃らず古今に通じて謬らざる立派な精神もそこには示されており、また国民全体によい影響を与えていた節もあったのである。……どうも「教育基本法」だけでは不十分である」と述べている。

そこで、文部省は様々な論議を経て、昭和三十三年（一九五八）度から小中学校で「道徳」を特設するに至った。その「学習指導要領」（小学校・道徳編）には、まず「目標」として「人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を家庭・学校その他、各自がその一員である各々の社会の具体的な生活の中にかし、個性豊かな創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成する」と記し、ついで「内容」として具体的な要目を三十六条示している。

それに対して日教組では、全国的な反対運動を呼びかけ、文部省の「道徳」は「既存の道徳体系を教えこもうとしている」が、今や「階級の矛盾をうちやぶり、人間が一人としてではなく全体として解放されるような社会を作ることが現代の道徳である」などと主張している。とくに大阪府教組の冊子『わたしたちの道徳教育』をみると、「指導内容」十項目の最後に「抵抗」が掲げられている。これは結果的に、過激な学園紛争や成田闘争などに走る日本版「紅衛兵」を育てる一因ともなったとみられる。

そこで、文部省としては、良識的な道徳教育の充実をはかるため、中央教育審議会（会長森戸辰雄）の特別委員会において、主査高坂正顕（一九〇〇〜六九）を中心に協議を重ね、昭和四十一年（一九六六）十月『期待される人間像』を答申した。その骨子は、大筋で十数年前の『国民実践要領』を受け継ぎ、「日本人に特に期待されるもの」を、「個人として」「家庭人として」「社会人として」「国民として」に分け、各々に具体的な道徳規範を懇切に示している（資料16）。これは今なお精読し活用されてよい内容だと思われる。

第七節 「たいせつなこと」の新展開

このように戦後の日本では、GHQの占領政策に沿って「教育勅語」が公教育から追放されたが、新たに制定された「教育基本法」は法律であって、内面的な徳育の指針とはならない。そこで、昭和二十五年（一九五〇）に「国民実践要領」が作られ、また同四十一年に「期待される人間像」が纏められたのである。

しかし、両方とも立派な文言を盛り込んでいるが、そのころ組織的に強力だった日教組などの猛反対により、ほとんど普及していない。また同三十三年から「道徳」が特設されているけれども、「教科」ではないから公式の検定教科書がない（参考資料のみ）。そのため学校現場では授業が軽視され、あまり実効を伴っていないようである。

そこで、徳育の充実を求める人々は、当面困難な「教育勅語」の復活よりも、現実的な対策として、「教育基本法」の抜本的改正に力を注いできた。この基本法も被占領下に起草されたから、前文の原案にあった「伝統を尊重して」という表現が、GHQの反対で削除されたりしている。それらを是正しようという政府内外の動きは、昭和三十年ころからあったが、半世紀余り経た平成十八年（二〇〇六）十二月、ようやく実現するに至った。

その新「教育基本法」をみると、まず旧前文の「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す」が、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す」と改められ、また第二条（教育の目標）に次の項目を掲げている。

一、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健全な身体を養うこと。

三、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

五、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これによって、「教育基本法」自体に「道徳心を培う」とか「公共の精神に基づき」「我が国と郷土を愛する……態度を養う」ことなどが明記された意義は、きわめて大きい。この新基本法を承けて、平成二十年（二〇〇八）三月に告示された新「学習指導要領」をみると、小中学校の「道徳」総則には、「道徳教育は……伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し……公共の精神を尊び……」と明示され、また小学校「音楽」で「国歌『君が代』は、いずれの学年でも歌えるように指導する」とか、さらに中学校「社会」（公民的分野）で「我が国の安全と防衛および国際貢献について考えさせる」ことなどを指示し、道徳編も充実させている（資料18）。

以上、明治二十三年（一八八〇）渙発の「教育勅語」に関して、それが必要とされた明治前半の状況、それが作成された当時の実情、それが国内で普及され外語にも翻訳された経緯、それが戦後いったん否定されながら別の形で再生されたいきさつなどを、資料に基づきながら解説してきた。

では、これからどうなるのか、というよりどうすべきであろうか。最後に、敢て私見の若干を書き添えておきたい。わが国における現在から近未来の最も深刻な課題は、かつて経験したことのない少子高齢化に伴う諸問題への取り組みである。しかし、どんな時代・状況になっても、お互いに忘れてならないことは、各自が単なる個人ではありえないのだから、現実的に家族・学校・職場や地域・国家および世界の構成員として、自分の役割を考え、各々の任務を果たすために、進んで学び可能な限り尽力することであろうと思われる。

これは何も難しいことではない。それは大多数の日本人にとって、つい最近まで当り前の心得（生活道徳）であった。それが普通の常識でありえたのは、古来の神道・儒学・仏教などの根強い感化も大きいであろうが、近代化の過程で生じた動揺・混迷を克服しようとして提示され普及された「教育勅語」の影響も少なくないと考えられる。その内容は、普通の人間として、日本国の構成員として、当然の心得を端的に示されたものであるから、今後とも通用するどころ

るか、少子高齢化の進む社会で、ますます必要な道徳規範となるのではないかと思われる。

しかしながら、被占領下とはいえ、日本の国会両院において「失効」を確認し「排除」を決議された「教育勅語」が、そのまま六十年以上も放置されてきた今日、これを直ちに学校教育の場へ取り戻すことは難しいであろう。とすれば、これを家庭教育や社会教育の場などで活用することにより、内容への理解・共感を広げることが考えられる。

ただ、漢文・古文と疎遠になった若い世代の人々には、文語調の「教育勅語」すら馴染づら（なじみ）いようである。そこで、数年前（平成十五年）、明治神宮崇教会は中島精太郎理事長（現在宮司）の発案により、これを大胆にわかりやすくするため、勅語本文の意識（超訳）とともに、その要点を「たいせつなこと」十二項目に纏め、さらに各々を「すなおに言ってみたい日本語」と簡易な英語に直した冊子『たいせつなこと』を作成した（資料17）。これには、親しみやすいイラストを添える一方、「教育勅語」の原本（東京大学所蔵）と文部省の英訳正文も掲げている。

もちろん、「教育勅語」の活用方法は、これ以外にもいろいろある。かなり前からいくつかの私立学校では、毎年十月三十日（ないし十一月三日）に、勅語の全文を毛筆で書写したり、父母・家族に感謝する作文を書くことなどが、恒例行事となっているという。また徳育に熱心な民間団体では、機関紙に勅語の本文を掲載したり、逸話も入れた解説書などを作っている。さらにインターネット上で勅語の成立史や問題点などを説明している例もみられる。

今や六十年ぶりに大幅改正された新「教育基本法」のもとで、学校教育においても「道徳心を培う」ことが「教育の目標」とされている。そのために、いろいろな取り組みを必要とするが、ひとつの有意義な具体策は「教育勅語」を活用することだと思われる。しかし、それは単に親や教師が子供や生徒たちに勅語を覚えさせればすむことではない。かつて明治天皇は「朕、爾臣氏と俱に拳々服膺して、咸その徳を一にせん」と自ら宣言され、終生その率先垂範に努められたが、私共も親として年長者として、それを可能な限り有言実行することこそ「徳育再生」の要諦だと思われる。

（平成二十二年九月一日稿）

「教育勅語」関係資料（抄）

資料1 太政官「学制」布告文（仰せ出され書） 明治五年（一八七二）七月

人々、自ら其の身を立て其の産を治め其の業を昌にして、以て其の生を遂ぐるゆゑんものは、他なし、身を修め智を開き才芸を長ずるによるなり。而して其の身を修め知を開き才芸を長ずるは、学にあらざれば能はず。是れ学校の設けあるゆゑんにして、日用常行、言語書算を初め、士官農商、百工技芸及び法律・政治・天文・医療等に至る迄、凡そ人の営むところの事、学あらざるはなし。人能く其の才のあるところに応じ勉強して之に従事し、而して後、初めて生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。

されば、学問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪ふの徒の如きは、畢竟不学よりしてかゝる過ちを生ずるなり。従来、学校の設けありてより年を歴ること久しいへども、或は其の道を得ざるよりして、人其の方向を誤り、学問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては、之を度外におき学問の何物たるを弁せず。又士人以上の稀に学ぶものも、動もすれば国家の為にすと唱へ、身を立るの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其の論、高尚に似たりといへども、之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是れすなはち治襲の習弊にして、文明普ねからず、才芸の長ぜずして、貧乏・破産・喪家の徒多きゆゑなり。是の故に、人たるものは学ばざればあるべからず。之を学ぶに宜しく其の旨を誤るべからず。

之に依て、今般、文部省に於て学制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民、華士族農工商及び婦女子、必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの、宜しく此の意を体認し、其の愛育の情を厚くし、其の子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり。「高上の学に至りては、其の人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は、男女の別なく小学に従事せしめざるものは、其の父兄の越度たるべき事。」（中略）

右之通り仰せ出され候条、地方官に於て、辺隅小民に至る迄洩さざる様、便宜解釈を加へ、精細申し論し、文部省規則に随ひ、学問普及致し候様、方法を設け施行すべき事。

① 教学聖旨

教学の要、仁義忠孝を明かにして、智識才芸を究め、以て人道を尽すは、我が祖訓国典の大旨、上下一般の教へとする所なり。然るに輓近、専ら知識才芸のみを尚とび、文明開化の末に馳せ、品行を破り、風俗を傷ふ者少なからず。然る所以の者は、維新の始め、首として陋習を破り、知識を世界に広むるの卓見を以て、一時西洋の長ずる所を取り、日新の効を奏すと雖も、其の流弊、仁義忠孝を後にし、徒に洋風是れ競ふに於ては、将来の恐る、所、終に君臣父子の大義を知らざるに至らんも測る可からず。是れ我が邦教学の本意に非ざる也。故に自今以往、祖宗の訓典に基づき、専ら仁義忠孝を明かにし、道德の字は孔子を主として、人々誠実品行を尚とび、然る上、各科の学は、其の才器に随て益々長進し、道德才芸、本末全備して、大中至正の教学、天下に布滿せしめば、我か邦独立の精神に於て、宇内に恥ること無かる可し。

② 小学条目二件

一 仁義忠孝の心は人皆之有り。然も其の幼少の始めに、其の脳髓に感覺せしめて培養するに非れば、他の物事に已に耳に入り、先入主となる時は、後奈可とも為す可からず。故に当世、小学校にて絵図の設けあるに準じ、古今の忠臣義士・孝子節婦の画像写真を掲げ、幼年生入校の始めに先づ此の画像を示し、其の行事の概略を説諭し、忠孝の大義を第一に脳髓に感覺せしめんことを要す。然る後に、諸物の名状を知らしむれば、後來忠孝の性を養成し、博物の学に於て本末を誤ること無かるべし。

一 去秋、各県の学校を巡覽し、親しく生徒の芸業を驗するに、或は農商の子弟にして其の説く所、多くは高尚の空論のみ。甚しきに至ては、善く洋語を言ふと雖も、之を邦語に訳すること能はず。此の輩、他日業卒り家に歸るも、再び本業に就き難く、又高尚の空論にては、官と為るも無用なる可し。加之ならず其の博聞に誇り長上を侮り、臬官の妨害となるも、少なからざるべし。是れ皆教学の其の道を得ざるの弊害なり。故に農商には農商の学科を設け、高尚に馳せず、實地に基つき、他日学成る時は、其の本業に歸りて、益々其の業を盛大にするの教則あらんことを欲す。

（前略）概して之を論ずるに、風俗の弊は、実に世變の余に出づ。而して其の勢ひ已むを得ざる者あり。故に大局を通觀するとき、是れ以て偏に維新後、教育其の道を得ざるの致す所と為すべからず。

但し、之を救ふ所以の者如何と云ふに至ては、教育の法、尤も其の緊要の一に居るのみ。抑々弊端の原因は、既に専ら教育の失に非ず。故に教育は、此の弊端を療する為に間接の薬石たるに過ぎず。以て永久に涵養すべくして、而して急施紛更、以て速効を求むべからず。

明治五年（一八七二）学制を頒布せし而來、各地方遵奉施行、今日に至り纔かに成緒に就く。但し其の興立日浅く、或は形相に失して精神に欠き、其の末に馳せて其の本を遺す者あり。

今誠に廟議より出て振作して之を拡張し、其の足らざる所を修補せば、文明の化、猶これを数年の後に望むべし、其の教則は略ぼ現行の法に依り、而して読本の倫理風俗に係る者は、其の良善なるを採びて之を用ひしめ、又教官訓条施行し、其れをして自ら制行を謹み、言議を平かにし、生徒の模範たらしむべし。（中略）

唯、政府深く意を留むべき所の者、歴史・文学・慣習・言語は、国体を組織するの元素なり。宜しく之ヲ愛護すべくして、之を混亂し及び之を殘破することあるべからず。高等生徒を訓導するは、宜しく之を科学に進むべくして、之を政談に誘ふべからず。

政談の徒、過多なるは、国民の幸福に非ず。（中略）今其の弊を矯正するは、宜しく工芸技術、百科の学を広め、子弟たる者をして高等の学に就かんと欲する者は、専ら実用を期し、精微密察、歲月を積久し、志嚮を專一にし、而して浮薄激昂の習ひを暗消せしむべし。蓋し科学は、実に政談と消長を相為す者なり。若し夫れ法科・政学は、其の試験の法を嚴にし、生員を限り、独り優等の生徒のみ其の入学を許すべし。（下略）

※右を批判した元田永孚「教育議付議」

（前略）西洋の修身学に云ふ所、君臣の義薄く、夫婦ノ倫を父子の上に置くが如き、固より我邦の道に悖る。且つ修身の書、多くは耶蘇教法に出づ。故に四書五経を主とし、加ふるに国書の倫理に関する者を用ひ、更に洋書の品行性理に完全なる者を採び取るべし。（下略）

十一月五日午前十時、例に依て参内、既にして皇上出御、直に臣を召す。臣進で御前に侍す。

皇上（明治天皇）親諭して曰く、「朕、過日〔十月二十九日〕大学に臨す、設る所の学科を巡視するに、理科・化科・植物科・医科・法科等は益々其の進歩を見る可しと雖ども、主本とする所の修身の学科に於ては曾て見る所無し。和漢の学科は修身を専らとし、古典習科ありと聞くと雖ども、如何なる所に設けあるや過日觀ること無し。抑々大学は、日本教育高等の学校にして高等の人材を成就すべき所なり。然るに今の学科にして政事・治安の道を講習し得べき人材を求めんと欲するも、決して得べからず。（中略）森文部大臣は師範学校の改正よりして三年を待ちて地方の教育を改良し、大いに面目を改めんと云て、自ら信ずると雖ども、中学は稍改まるも、大学今見る所の如くなれば、此中より眞成の人物を育成するは決して得難きなり。汝見る所如何。」

臣謹んで対へて曰く、「（中略）抑々教育の重大なる、夙に陛下の深く慮る所、『幼学綱要』の欽定ありしより漸くにして米國教育の流弊を救正し、世上再び忠君愛國の主義に赴き、仁義道德を唱ふる者あるに至りしも、去々年より又復洋風に傾き、昨今に至ては専ら洋学と變じ、和漢の学は將に廢絶に至らんとするの勢ひ、有志の士、皆大いに憂慮する所なり。但し国学・漢学の固陋なるは、從來教育の宜しきを得ざるに因る。其の忠孝道德の主本に於ては、和漢の固有なり。今、西洋教育の方法に由て其の課程を設け、東洋哲学中に道德の精微を窮るに至るの学科を置き、忠孝廉恥の近きより進んで経国安民の遠大を知得することを務めたらんこと、眞の日本帝國の大学と稱すべきなり。（中略）自今以往、聖諭に因て和漢修身の学科を更張せんには、其の道に志ある物集（高見）・島田（重礼）等の如き、聊かも国学に僻せず漢学に泥まず、西洋の方法に因りて教科を設け、時世に適應して忠孝道德の進歩を生徒に教導せんこと、何の難きことかあらん。其の風氣の及ぶ所、必ず國学・漢学者中に奮発して国用に供する者、出來るべき也。（中略）当世の風潮は、面々各々其弁を震ひ其の腕を伸ばし、唯進んで取ることを要するの時に際しては、自分一步も退くべからず、素より彼等に抵抗するにも及ばず、唯地歩を占めて進む時は一步も抜かさず、吾道德仁義を進入せしむるを以て当世の著眼となすべきなり。是れ臣が平生の見る所、深く陛下の勅諭を教承贊美し、速かに徳大寺（侍従長）に命ぜられて渡邊總長に下問あらんことを希ふ所なり。更に宜しく伊藤大臣、吉井次官等にも聖意の在る所を御示諭あらんことを欲す。」（後略）

右謹んで上言する処、聖顔、喜色麗しく、更に又反復懇諭あり。一時間餘にして退く。

（前略）国の風俗人心を維持するは道德、と定まりたるときは、其の道德は世教に依るべきか、と云ふ一大問題を生ずるなり。西洋諸国にて国民の道德を維持するは、一に宗教に依り、支那にて国民の道德を維持するは、一に世教に依るは、世人の悉く知る所なり。

歐洲諸国と支那と国の文化強弱の度の大に異なるは、云ふまでもなきことなり。若し文明にして強盛なる国にて用ふる教は優等なり、半化にて強盛ならざる国にて用ふる教は劣等なりと云ふときは、国の道德は宗教を用ふるを宜しとすべきに似たり。然れども、其の宗教を用ふると世教を用ふるとは、共に其の国の開化の順、教祖の生地、教義の民心に適不適、政治と教法との管係に由る者にして、即ち其の国の自然の勢に従ひたる者なり。（中略）

以上論ずる所の趣意に依拠し、余は日本の道德を立るに、世外教（宗教）を棄て、世教（儒道・西洋哲学）を用ふべきことを決定せり。但し世外教の中に於ても、其の嘉言善行は之を採りて道德教の助けを為さんとす。（中略）

道德学を実行するは、何の方法に依るべきか。其の大体の区分法は、第一、我が身を善くし、第二、我が家を善くし、第三、我が郷里を善くし、第四、我が本國を善くし、第五、他國の人民を善くす。

右五ヶ条の外、何も言ふべきことなし。第一・第二・第四は直ちに其の義を了解することを得べし。第三は無くても宜しき様なれども、其の住居せる一町一村「殊に一村」の關係は、家と國との間に在りて一種の方法を立てざるべからざる者なれば、一ヶ条として之を挙げたるなり。第五条は、或は言ふべくして行ふべからざるの条目なりと謂ふ者あるべし。然れども、真理の覆ふ所は、此の國・彼の國の差別なく、上帝より之を見れば、全世界の人民は一視同仁なるべし。故に吾が儕、能くすることを得ば、道理に通ぜず邪説に迷ふ所の外国人を教化して善良の民と為さんことは、固より此の学の中の在り。然れども、事に緩急遠近の別あれば、先づ第一より第四の条目を勉行し、其の功を奉じたる上にて第五条に及ぶべきことなり。

凡そ儒道と言ひ、哲学と云ひ、仏教と云ひ、邪蘇教と云ふも、其の道德の教といへる者は一も此の外に出ること能はず。故に天下衆教の道德の条目の数は、是にて尽きたりと云ふも可なるべし。（後略）

忠孝の二つは、其の原は一つにして、人倫の大本にぞある。殊に我が国に生る、者は、皆是れ朕が臣子なり。其の君父たる万世一系の帝室に対しては、常に忠孝の心を存し、各其の尽すべき職分を尽し、天意に叶ふことを務むべきぞ。

父は子の天なり、君は臣の天なり。君に対して敬愛の誠を致す、之を忠と云ひ、父に対して敬愛の誠を致す、之を孝と云ひ、対する所に差別はあれども、誠を致すには差別ある事なし。故に君父に対して不忠・不孝なれば、罪を天に得て逃る可からず。

又忠孝を尽す時は、自ら天意に叶ひ、幸福は求めずして来るものぞ。或は不運にして忠孝の爲に禍を蒙る事なきに非ざれども、其の忠孝の美名は千載の後に伝はりて永く朽ちず。後世子孫、必ず其の餘慶を受く。是れ忠孝の天意に叶ふが故なり。

忠孝の心は天を畏る、の心に出て、天を畏る、の心は、人々固有の性に生ず。されば天を畏る、の心は、即ち神を敬ふの心にして、譬へば木石に理紋ある、愈々刮れば愈々顯はれ、其の体を消滅せざる限りは之を除き去ること能はざるが如く、人たる者に其の生あらん限りは、敬天敬神の心は消滅すべからざる者なり。此心の発動は、君父に対して忠孝となり、其の忠孝の心を拈めて世間に向へば、仁愛となり、信義となり、万善の本源となり徳義の根元となるものぞ。

深夜暗室の中に在て発生する所の一念は、善にもあれ惡にもあれ、自己一人の外は誰ありて是を知らずと思へども、天地神明の昭監する所なれば、自ら青天白日、公衆の面前に発覚し、掩へども掩はれず、隠せども隠されず。其の感応の捷なるは、声の響きに同じ、影の形に従ふが如し。天人一致、内外洞徹、顯微間なしとは、即是れなり。之を知らば、人々争てか其の独りを慎み、天を畏れ神を敬はではあるべき。

神は我が心に舍るを以て、我が心は天に通ずる者なり。天を畏れ神を敬ふには、先づ我心を清淨にして誠実なるを旨とせよ。我が心清淨ならず誠実ならずしては、何程に外面を装ふとも、天意には叶ふまじきぞ。天意に叶はざる虚偽の行ひは、君父に対して眞の忠孝にあらざれば、世間に向ても亦眞の仁愛ともならず、眞の信義ともならざるなり。

我が国に生れて朕が臣子たる者は、立憲政体の下に立つ今日に於ては、君父に忠孝なると共に、愛国の義を専らに心掛けよ。愛国の義は、誠を尽して天意に叶ふに在れば、常に仁愛信義の道に背かず、智識と徳義と並び長じ、品行完全なる国民となりて、益々我が国の品位を進め、外人をして親み敬はしむるを期すべし。

朕が臣子は、自治独立の良民なり。団体となりては、其の郷土の繁榮を謀り、一身に於ては、其の家族の幸福を増し、積みて以て

我が国の富強を望むべし。此の望みを達せんには、如何なる艱難辛苦をも堪へ忍び、心を前途の大成に傾けよ。決して他人に依頼すること勿れ。是れ良民たるものの任なりと知れよ。

天道は善に福し淫に禍するを常とするが故に、善を好み悪を憎むは、人性の自然に出づ。されば勸善懲惡の教へに服し、身の爲め国の爲め、禍を避け福を求むるは、人々忽にす可からざる務めなり。故に何の教へたるを問はず、苟も帝國を愛護し、帝室に忠義を尽さんと誓ふ者は、皆尽く善良なる我が国の臣民なり。

国の強弱は国民の品行に係るを以て、万国対立の今日に在ては、人々皆天を畏れ神を敬ひ、君父に対しては忠孝の誠を致し、世間に向ては仁愛を主とし、信義を重んじ、一身に於ては勤儉を務め、一家に於ては和熟を求め、常に剛勇耐忍の氣象を養ひ、品行を進めて尊ぶべき人たらんことを勉めよ。是ぞ誠に帝國を愛護するの道なるぞ。之に反して遊惰に流れ輕薄に陥り、驕を好み詐を耻ぢざるの萌もあらば、其の禍は忽に我が国を衰弱ならしめ、万国に対立すること能はざる而已かは、自治独立の良民となることも亦難かるべし。朕が臣子たらんものは、深く畏れ痛く誠め、己を修めて、以て天意に叶ふことを務めよ。

〈初稿と八次修正草案との主な異同〉

- ①「其の原は……大本にぞある」↓「人倫の大本なり」 ②「皆……其の君父たる」↓削除 ③「君に對して……差別ある事なし」↓削除 ④「後生子孫……叶ふが故なり」↓削除 ⑤「忠孝の心は……愈々」↓「敬神の心は、人々固有の性より生ず。恰も耳目の官に視聽の性あるが如く。又木理石紋の如く、愈々」 ⑥「其の体……発動は」↓削除↓「この敬神の心より」 ⑦「自己一人……思へども」↓削除↓「皆」 ⑧「隠せども……従ふが如し」↓削除 ⑨「神は……我が心は」↓「吾が心は、神の舍する所にして」 ⑩「我が心……信義ともならざるなり」↓削除 ⑪「我が國に生れて、朕が臣たる者は」↓削除 ⑫「君父に……背かず」↓「皇國の臣民たるものは、益々忠君愛國の義を拳々服膺すべきは、勿論なり」 ⑬「団体となりては……傾けよ」↓「団体上より富強の國たるを期し、各自その本分たる職業を勉め、艱難辛苦を忍び、以て一身一家及び社会の福祉を造るべし」 ⑭「天道は……務めなり」↓「神儒仏の三道は、勸善懲惡の主意に本づかざるは無し。外教と雖も、その要ここに帰す」 ⑮「人々……重んじ」↓「人民、各自に忠信を主とし、礼儀を重んじ」 ⑯「是ぞ誠に……務めよ」↓「而して輕薄怠惰、詐偽驕佚等の悪行を以て、深戒と為すべし。是れ皆國をして衰弱ならしむるものなり」

乙は、演説の体裁とし、文部省に下付されずして、学習院か又は教育会へ臨御の序（い）に下付せらる（政事命令と區別す）。別紙（資料8④）は、右乙の積りにて試草仕り候。余り簡短に過ぎ候かなれども、「王言は玉の如し」は只簡短に在りと存じ奉り候。猶高教を仰ぎ奉候て、更に再稿仕るべく候。

頓首

- ④謹みて啓き奉り候。教育勅語の件に付、猶再応熟考仕り候処、到底然るべからざる事と確信し存じ奉り候。其の故は、
- 一、政事上の勅令・勅語は、責任大臣之補弼に成れる事、憲法上の公明正大なる主義なりと雖も、若し社会上の勅語ならば、大臣の責任の件と同じからず。然るに、若し真誠の教旨に出でずして、他の学理的の議論を代表したるの意味ありて、十目の視る所、内閣大臣の意見、又は何某の勧告に出でたり、即ち入れ智慧なりとの感触あらしめば、誰れか中心に悦服佩服（は）するものあらんか。
 - 二、道の本原を論ずるは二種ありて、一は天神の宣命なりとし「耶蘇教」、他の一は人の性情は天徳と団体なりとす「仏説並びに易理・宋儒」。而して此の両説共に、近世哲学の多くは擯斥する所たり。即ちダルウイン派の運命説、スペンサーの不可識説、オーグスト・コント派の物証説は、天神の存在を信せず。又は多くの政事学者は性悪の説を唱ふ。グナイスト氏の如き、亦是なり。此の如く無形上の一戦場ともいふべき百家競馳の時に於て、一の哲理の旗頭となりて世の異説雜流を駆除するの器械の為に、至尊の勅語を利用するとは、余り無遠慮なる為し方にて、稍や眼識あるものは、必ず当時教育主務大臣の軽率に出でたり、として弾指するものあらん。
 - 三、「善福禍淫」とは、古文尚書の偽作に出たる文字なる事は、清朝学者の証明に備はる。印度・小亜細亜の教門家は、此の語の事実上に齟齬（そご）する事多きに苦しみ、未来裁判、天堂地獄の説を構造するに至る。此の如き陳腐の語、一たび勅語の中に顯れなば、世間に一場の宗門の争端を啓くべし。
 - 四、今日、風教の敗れは、世変の然らしむると、上流社会の習弊に因由す。矯正の道は、只政事家の率先に在るのみ。決して空言に在らざるべし。空言の極み、至尊の勅語を以て最終手段とするに至りては、天下後世、必ず多議を容る、者あらん。
- 右は言、激切に過ぐといへども、一美事の中に一大失計を包含する事、或は睫眉の塵に類し候か、と懸念の余り忌諱を顧みず録呈し奉り候。猶高明の再思を請ふ。

頓首再拜

①朕惟ふに、我が皇祖皇宗、國を肇むること久遠に、徳を樹つること深厚に、臣民、亦厥の祖考に繼ぎ、克く忠に克く孝に、億兆心を一にして、以て國の光を爲せるは、此れ乃ち國體の美にして、實に教育の本源なり。

爾衆庶、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、親族相睦じくし、隣里相保ちて相侵さず、朋友相厚くして相欺かず。虚偽を去り勤儉を主とし、自ら愛して他に及ぼし、己れが欲せざる所は以て人に施さず。子弟各々其の業を習ひ、知能を啓發し、以て其の器を成し、小にしては、生計を治め身家を利し、大にしては、公益を廣め世用を助け、若し夫れ國に在りては、國憲を重んじ國法に遵ひ、一朝事あれば義勇公に奉じ、山海八道、實に祖宗の舊物にして、即ち臣民の郷土、惟れ守り惟れ固くし、以て天壤無窮の皇道を翼戴す。此の如きは、即ち朕が善良の臣民なるのみならず、又國家興運の元素たるべし。

斯の道は、實に祖宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に守るべき所、古今の異同と風氣の變遷とを問はず、以て上下に傳へて謬らず、以て中外に施して悖らざるべし。朕、爾衆庶と俱に、遵由して失はざらむことを庶幾ふ。

②勅語案

朕惟ふに、我が皇祖皇宗、國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。我が臣民「此の處、舊文、亦の字あり。今之を削除す。」克く忠に克く孝に、億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは、此れ我が國體の精華。「舊文、元素に作る。修正を好しとす」にして、教育の淵源。「舊文、本源に作る。修正を好しとす」亦實に此に存す「此に亦の字を用ひて、實に存すと修正するを好しとす」。

爾臣民「此處、舊文、祖先に繼述しの句あり。今之を削り、後段祖先の遺風の句を入るを好しとす」、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし「此處、舊文、率性の二字あり。今之を削るも害あるに非ず」、學を修め「此處、舊文、因才の二字あり。今之を削るも害あるにあらず」、業を習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就し、進で公益を廣め、世務を開き、常に國憲を重じ、國法に遵ひ「此の常に以下の二句、舊文、之を省けり。今之を加ふるは、方今學理局の論を以て或は憲法を非議することあり。故に教育上、此の二句を加へて要旨を示す」、一旦緩急あれば義勇公に奉じ「此句、舊文、緩急事あれば躬を以て國に殉じに作り、修正文と意義些異なしと雖も、意味や、勝れるに似たり」、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。是の如きは、獨り朕

が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん「此句、舊文、國の耿光を宣揚するに足れりに作る。今之を修正して祖先の遺風を顯彰するに作るは、前の忠孝に照應して最好し」

斯の道は、實に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所「此處、舊文に、凡そ古今の異同と風氣の變遷とを問はずの句を削り、古今の二字を後に用ゐるは、簡となりて最好しとす」、之を古今に通して謬らず、之を中外に施して悖らず「舊文、悖らざるべしに作り、修正文亦同し。今永孚之を悖らずに更に修正するは、悖らざるべしと云は、文意弛寛にして勅諭文に確ならず。且つべしの字、漢文に譯して用ゆべからず。故に中庸の原文に據り不悖らの字を用ゐ、直に下文の朕爾臣民とに接し、文氣益々勁敏なるを覺ゆ」。朕、爾臣民と俱に拳々服膺して、咸其德を二にせんことを庶幾ふ「舊文、終始惟れ一ならんに作る。今之を修正するは、其意義差違なしと雖ども、咸一其德に作り、最も信切確實、全文凜乎たるを覺ふ」。

※元田永孚「教育大旨」六次草案（未提出）

我が皇祖皇宗、國を肇め民を育し、厥の徳宏遠、天壤窮り無し。我が臣民の祖先、克く忠に克く敬し、万世易らず。是れ我が国体にして、人道の基礎、教育の本原なり。君は臣民を愛して、腹心股肱となし、臣民は君を敬して、元首父母となす。父慈に、子孝に、兄友に、弟恭に、夫婦和順、朋友相信ず。之を合せて五倫の道とす。この五倫を本として、推て他に及ぼし、己が欲せざる所は以て人に施すこと無く、親族和睦じく、御隣相助け、国人相保ち、以て億兆を協和するは、我が国の大道にして、汝臣民の共に由る所なり。此の大道に由らんと欲せば、智を開き、仁を体し、勇を養はざるべからず。智は万物の現を究めて、普に明らかに義に精しく、進んで息きざるにあり。仁は国家万物を愛して、公儀私無く、力行倦まざるにあり。勇は仰いで天に愧ぢず俯して人に忤ぢず、剛果決断、敢為撓まざるにあり。此の三つを以て人の大徳とし、人性の固有にして、我が国の善風美俗を為す所以なり。斯の道、斯の徳は、則ち祖宗の遺訓、我が国臣民を教育するの原理にして、各国立教の異同と風氣の變遷とを問はず、以て古今に照して謬らず、以て中外に施して悖らず。汝臣民と共に永久に率由して失はざらんことを庶幾ふ。

資料 9 文部大臣芳川顕正の①訓示と②文部省省令『小学校教則大綱』

①文部大臣訓示 明治二十三年十月三十一日

謹みて惟ふに、我が天皇陛下、深く臣民の教育に軫念したまひ、茲に忝く、勅語を下したまふ。顕正、職を文部に奉じ、躬ら重任を荷ひ、日夕省思して嚮ふ所を愆らんことを恐る。今、勅語を奉承して、感奮措く能はず。謹みて、勅語の謄本を作り、普く之を全国の学校に頒つ。凡そ教育の職に在る者、須く常に聖意を奉体し、研磨薰陶の務を怠らざるべく、殊に学校の式日及び其の他便宜日時を定め、生徒を会集して、勅語を奉読し、且つ意を加へて諄々誨告し、生徒をして夙夜に佩服する所あらしむべし。

②文部省「小学校教則大綱」 明治二十四年（一八九二）十一月

第一条 小学校に於ては、小学校令第一条の旨趣を遵守して、児童を教育すべし。

徳性の涵養は、教育上最も意を用ふべきなり。故に何れの教科目に於ても、道德教育・国民教育に関連する事項は、殊に留意して教授せんことを要す。（中略）

第二条 修身は、「教育に関する勅語」の旨趣に基づき、児童の良心を啓培して、其の徳性を涵養し、人道実践の方法を授くるを以て本旨とす。

尋常小学校に於ては、孝悌・友愛・仁慈・信実・礼敬・義勇・恭儉等、実践の方法を授け、殊に尊王愛国の志気を養はんことを努め、又国家に対する責務の大要を指示し、兼ねて社会の制裁、廉耻の重んずべきことを知らしめ、児童を誘きて風俗品位の純正に趨かんことに注意すべし。

高等小学校に於ては、前項の旨趣を拡めて、陶冶の巧を堅固ならしめんことに努むべし。

女児に在りては、殊に貞淑の美德を養はんことに注意すべし。

修身を授くるには、近易の俚諺及び嘉言善行等を例証して、勸戒を示し、教員自ら児童の模範となり、児童をして浸潤薰染せしめんことを要す。（後略）

（前略）教育に関し、我が至仁至慈なる天皇陛下、軫念せらるゝ所ありて、勅語を下だし給ふ。文部大臣、承けて之れを全国の学校に頒ち、以て学生生徒に矜式する所を知らしむ。余謹んで之れを捧読するに、孝悌忠信の徳行を修め、共同愛国の義心を培養せざるべからざる所以を懇々諭示せられ給ふ。其衆庶に裨益あること極めて廣大にして、民心を結合するに於て最も適切なり。我が邦人は、今日より以往、永く之れを以て国民的教育の基礎とせざるべからざるなり。

今、世界列國の情狀を大觀すれば、（中略）各国呑噬を恣にするの秋なれば、四方皆敵なりと思はざるべからず。居恆に務めて列國と親和の交際をなさざるべからずと雖も、一旦外虜の我が隙を窺ふことあるに当りては、頼むべきもの、外にあるなし。唯、我が四千萬の同胞あるのみ。然れば苟も我が邦人たるもの、國家の爲めには一命を塵芥の如く輕んじ、奮進勇往、以て之れを棄つるの公義心なかるべからず。（中略）蓋し勅語の主意は、孝悌忠信の徳行を修めて、國家の基礎を固くし、共同愛国の義心を培養して、不虞の変に備ふるにあり。我が邦人たるもの、ことごとく此れに由りて身を立つるに至らば、民心の結合、豈に期し難からんや。（中略）

古來、和漢の學者は、孝悌忠信の行はざるべからざることを既定的に説話せり。余は今、孝悌忠信が何故徳義の大なるものなるかを證明せり。（中略）共同愛国の要は、東洋固より之れありと雖も、古來之れを説明するもの殆んど稀なり。故に余は今共同愛國も孝悌忠信と同じく徳義の大なるものたることを説明せり。（中略）

抑 徳義の精神は、古今同一にして、少しも變更することなきも、其之れを實際施行するの情狀は、時世に隨ひて變更せざるを得ず。此れ読者の尤も省察を加ふべき所とす。（中略）

今や幸に勅語の下だるあり。我が邦人、之れに由りて子弟を教ふるに、孝悌忠信、及び共同愛國の主義を以てせば、日本國民は數十年を出でずして、大に面目を改むるものあらん。維新より今日に至るまで、主として形体上の改良を成したり。今より以後、形体上の改良と共に、精神上の改良を成すこと期して待つべし。若し世の子弟たるもの、ことごとく國民的教育を受けて生長せば、我邦に於て後來自から一國の結合をなさんこと疑を容るべからず。（後略）

資料 11 文部省㊦「英訳教育勅語」と㊧由来書

㊦ THE IMPERIAL RESCRIPT ON EDUCATION

Know ye, Our subjects: Our Imperial Ancestors have founded Our Empire on a basis broad and everlasting and have deeply and firmly implanted virtue; Our subjects ever united in loyalty and filial piety have from generation to generation illustrated the beauty thereof. This is the glory of the fundamental character of Our Empire, and herein also lies the source of Our education. Ye, Our subjects, be filial to your parents, affectionate to your brothers and sisters; as husbands and wives be harmonious, as friends true; bear yourselves in modesty and moderation; extend your benevolence to all; pursue learning and cultivate arts, and thereby develop intellectual faculties and perfect moral powers; furthermore advance public good and promote common interests; always respect the Constitution and observe the laws; should emergency arise, offer yourselves courageously to the State; and thus guard and maintain the prosperity of Our Imperial Throne coeval with heaven and earth. So shall ye not only be Our good and faithful subjects, but render illustrious the best traditions of your forefathers.

The Way here set forth is indeed the teaching bequeathed by Our Imperial Ancestors, to be observed alike by Their Descendants and the subjects, infallible for all ages and true in all places. It is Our wish to lay it to heart in all reverence, in common with you, Our subjects, that we may all thus attain to the same virtue.

The 30th day of the 10th month of the 23rd year of Meiji.

(Imperial Sign Manual. Imperial Seal.)

㊧ A NOTE ON THE ENGLISH TRANSLATION.

At the early dawn of our new era, His Majesty the Emperor was pleased to proclaim the need of seeking knowledge in all quarters of the globe. In obedience to this proclamation the Government took necessary measures to improve social and political systems and institutions after the most enlightened models, and the work of education received the greatest share of attention. In the fifth year of Meiji (1872), a comprehensive law relating to the system of education was issued, which had chiefly in view the introduction and cultivation of modern sciences. The educational institutions of the European nations had been carefully investigated and the curricula of our elementary, middle, and normal schools were formed so as to benefit by the valuable additions of those studies which had helped these nations to build up their civilization. Our education has had no connection with religion since olden times, and the new system is also entirely free from any sacerdotal influence. Secular morality has always been taught in the schools and forms the distinctive feature of our system.

As a result of foreign intercourse a phenomenal progress of new theories, ideas, manners, and customs ensued. The radical advocates of the new regime were for giving up every thing native and for blindly following all things foreign, while their opponents obstinately clung to the old systems and turned a deaf ear to all suggestion of improvements. As regards the moral system of the nation, some would have it based on the principles of pure ethics, while others insisted on having Confucianism, Buddhism, or Christianity for its standard. Conflicting doctrines and wild views filled the atmosphere, and the people at large were at a loss which to follow. In such circumstances the morality taught in the schools had no fixed basis. The Educational Department at one time attempted to base it on the wise sayings and deeds of the ancients, but soon found them inadequate. Thoughtful men regretted this state of things and tried in vain to find a remedy. It was in this state of uncertainty that the following historical event took place at the Court.

On the thirtieth of October, in the twenty-third year of Meiji (1890), His Majesty the Emperor summoned Count (now Prince) Aritomo Yamagata, the then Prime Minister and Mr. (now Count) Akimasa Yoshikawa, the then Minister of Education, and graciously delivered to them the Rescript on Education. The next day the Minister of Education caused a copy of it to be sent to every school in the empire with instructions to those who were engaged in the work of education, to bear constantly in mind the spirit of this Rescript in the discharge of their responsible duties. On ceremonial and other suitable occasions, they were instructed to read and expound it before the assembled pupils.

Thus the people at last received a guidance which became a light for them to follow amid the chaos of theories and opinions, and all the schools in the empire found in it a uniform basis of moral teaching.

Although several English versions of the Rescript exist, they have been found deficient for conveying the exact sense of the original, of which a complete literal version into any other language is indeed a matter of great difficulty. Towards the end of last year, the Educational Department seeing the possibility of improving the translation convoked a number of scholars to discuss the matter. The accompanying version is the result. The scholars thus assembled considered their work by no means perfect, as the difficulty of rendering into a foreign language all the shades of meaning found in the text is almost insurmountable; yet we feel confident that it is a great improvement on all previous versions. We now distribute copies for the benefit of those foreigners who may wish to know the principle of our moral education.

The Department of Education, Japan. / *40th year of Meiji (1907).*

資料12 国定教科書「尋常小学修身書」巻六 明治四十四年（一九一〇）四月

明治天皇は、明治二十三年十月三十日に「教育に関する勅語」を下し賜ひて、我等の遵守すべき道徳の大綱を示させ給へり。

勅語の第一段には、「朕惟ふに、我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。我が臣民、克く忠に克く孝に、億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは、此れ我が国体の精華にして、教育の淵源亦実に此に存す。」と宣へり。

我が国は、創建極めて旧く、万世一系の天皇の治め給ふ所なり。皇祖皇宗の我が国を開き給ふや、其の規模宏大にして、永遠に互りて動くことなからしめ給へり。又、皇祖皇宗は、身を正しうし道を行ひ、民を愛し教へを垂れ、以て範を万世に遺させ給へり。而して、臣民は、君に忠を致し、父母に孝を尽すことを念とせざるものなく、数多き臣民、皆心を協せて常に忠孝美風を完うせり。

以上は、我が国体の純且美なる所なり。而して我が国教育の基づく所も、亦実に此にあるなり。

勅語の第二段に、「爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、学を修め業を習ひ、以て智能を啓発し徳器を成就し、進で公益を広め世務を開き、常に国憲を重じ国法に遵ひ、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。是の如きは独り朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん。」と宣へり。（中略）我等臣民たるものは、父母に孝行を尽し、兄弟姉妹の間は友愛を旨とし、夫婦は互ひに其の分を守りて相和し相助くべし。朋友には信義を以て交はり、他の人に対しては身を慎み無礼の挙動をなさず、又常に己を檢束して恣にせず、博く衆人に慈愛を及すべし。我等は、学問を修め業務を習ひて知識才能を進め、徳ある有為の人となり、進んで智徳を活用して公衆の利益を広め、世上有用の業務を興すべし。又、国の根本法則たる皇室典範及び大日本帝国憲法を尊重し、其の他諸々の法律・命令を遵奉し、若し国家に事變の起るが如きことあらば、勇氣を奮ひ一身を捧げて、皇室・国家の為に尽すべし。かくして天地と共に窮りなき皇位の御盛運を助け奉るべきなり。（中略）

勅語の第三段には、「斯の道は、実に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通して謬らず、之を中外に施して悖らず。朕、爾臣民と共に、拳々服膺して威其の徳を一にせんことを庶幾ふ。」と宣へり。

第二段に示されたる道は、明治天皇が新たに設けさせ給ひしにはあらずして、実に皇祖皇宗の遺させ給へる御教訓なり。されば天

皇は、斯の道は皇祖皇宗の御子孫も一般臣民も、俱に遵奉すべきものと宣ひ、つひで斯の道は古も今も変ることなく、又国の内外を問はず、いづくにもよく行はれ得るなりと宣ひ、最後に天皇は、御躬みづかみづから我等臣民と共に此の御遺訓を遵奉し、之を實踐躬行し給ひて、皆其の徳を同じくせんことを望ませ給へるなり。(下略)

資料13 東宮御学問所御用掛 杉浦重剛「倫理御進講の趣旨」

大正三年(一九一四)五月

(前略) 顧ふに、倫理の教科たる、唯口に之を説くのみにして足れりとすべからず。必ずや実践躬行、身を以て之を證するにあらざれば、其の効果を收むること難し。故に学徳共に一世に超越したるの士にして始めて之を能くすべし。小官の淺學非徳なる、果して能く是の重任に堪へ得るや否や。夙夜恐懼して措く能はざる所なり。然れども、一旦拜命したる以上は、唯心身を捧げて赤誠を致さんことを期するの他なし。今、進講に就きて大体の方針を定め、左に之を陳述せんとす。

一、三種の神器に則り皇道を体し給ふべきこと。(説明省略)

一、五條の御誓文を以て將來の標準と爲し給ふべきこと。(説明省略)

一、教育勅語の御趣旨の貫徹を期し給ふべきこと。

第三、明治初年より我国は盛んに西洋の文物を輸入して、事事物物、皆彼を学びたるが爲め、国民思想混乱し道德の帰趣を知らざるの様となれり。明治天皇、深く之を憂慮し給ひ、明治二十三年十月三十日を以て教育勅語を下し給はりぬ。是れ即ち我が国民に道德の大本を示されたるものにして、爾來臣民徳教の標準となれり。惟みるに、教育勅語は独り臣民に下し給はりたるのみならず「朕爾臣民と共に拳拳服膺して威其徳を一にせんことを庶幾ふ」と仰せられたるによりて考ふるに、至尊も亦之を實行し給ふべきことを明言せられたるものなり。然れば、教育勅語は上下を通じて道德を修養するの標準たること、明らかなり。故に皇儲殿下が將來我が國政を統べさせ給ふについては、先づ國民の道德を健全に發達せしめて、以て勅語の趣旨を貫徹せんことを期せらるると共に、御自らも之を体して実践せらるべきものと信ず。(後略)

①教育勅語等排除に関する決議（衆議院）

民主平和国家として、世界的建設途上にあるわが国の現実には、その精神内容において、未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは、教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。

しかるに、既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭、その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を、持続してゐるかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が、主権在君並びに神話的国体観に基いてゐる事實は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。

よつて、憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は、院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は、直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

②教育勅語等の失効確認に関する決議案（参議院）

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を、育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。

その結果として、教育勅語は、軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語、その他諸詔勅とともに、既に廃止せられ、その効力を失つてゐる。

しかし、教育勅語等があるいは従来への如き効力を、今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本（文部省より頒賜された複製）をもれなく回収せしめる。（中略）

右決議する。

わが国は、今や講和の締結によって、ふたたび独立国家たる資格を得、自主的な再建の道を歩み始むべき時期に際会した。しかるに国家独立の根源は、国民における自主独立の精神にあり、その自主独立の精神は、国民によって立つべき道義の確立をまって初めて発現する。道義が確立しない限り、いかなる国の国民も独立独行の気魄を欠き、その国家は必ずや内部から壊敗し衰滅する運命をもつ。

われわれは、新たに国家再建に向けて出発せんとするにあたって、建設へのたゆまざる意欲を奮い起すとともに、敗戦による精神の虚脱と道義の頹廢とを克服し、心を合わせて道義の確立に努めねばならないのである。道義を確立する根本は、まずわれわれのひとりびとりが、自己の自主独立である人格の尊厳にめざめ、利己心を越えて公明正大なる大道を歩み、かくして内に自らの立つところをもつ人間となることに存する。また他の人格の尊厳をたつとび、私心を脱して互いに敬愛し、かくして深い和の精神に貫かれた家庭・社会・国家を形成することに存する。自主独立の精神と和の精神とは、道義の精神の両面である。

われわれの国家も、自国だけの利害にとらわれることなく、公明正大なる精神に生きなければならない。それによって国家は、他の何ものにも依存しない独立の精神と気魄をもって、新しい建設の道を進み、世界の文化に寄与しうる価値をもった独自の文化の形成に向うことができる。また同時に、他の諸国家との和協への道を開き、世界の平和に貢献することができる。

われわれのひとりびとりも、われわれの国家も、ともにかかる無私公明の精神に生きるとき、われわれが国家のためにつくすことは、世界人類のために奉仕することとなり、また国家が国民ひとりびとりの人格を尊重し、自由にして健全な生育を遂げしめることは、世界人類のために奉仕することとなる。無私公明の精神のみが、個人と国家と世界人類とを一筋に貫通し、それらをともに生かすものである。その精神に生きることによって、われわれは世界の平和と文化に心を向けつつ、しかも祖国を忘れることなく、われわれの国家も、犯すべからざる自主独立を保ちつつ、しかも独善に陥ることなく、俯仰天地に愧じない生活にいそむことができる。

ここに道義の根本があり、われわれは心一つにしてかかる道義の確立に力を尽さんことを念願する。この実践要領を提示する主旨も、ここに存するのである。

第一章 個人

(1) 人格の尊厳／人の人たるゆえんは、自由なる人格たるところにある。われわれは自己の人格の尊厳を自覚し、それを傷つけてはならない。

われわれは自己の人格と同様に他人の人格をたつとび、その尊厳と自由とを傷つけてはならない。自己の人格をたつとぶ人は必ず他人の人格をたつとぶ人である。

(2) 自由／われわれは真に自由な人間であらねばならない。真に自由な人間とは、自己の人格の尊厳を自覚することによって、自ら決断し自ら責任を負うことのできる人間である。(中略)

(3) 責任／真に自由な人は責任を重んずる人である。責任を伴わぬ自由はない。われわれは自己の言うところ、なすところについて自己に対し、また他人に対しひとしく責任をもつ、けだしわれわれは自己と他人の人格を尊重し、且つ完成せしめるように、つねに努めねばならないからである。無責任な人は他人に迷惑を及ぼすだけでなく自己の人格をもそこなう人である。

(4) 愛／われわれはあたたかい愛の心を失ってはならない。愛の心は人間性の中核である。われわれが互いに他人の欠点をもゆるし、人間として生かしてゆくのは、愛の力である。大きな愛の心は、罪を憎んで人を憎まない。

(5) 良心／われわれはつねに良心の声にきき、自らをいつわってはならない。たとえそのために不利不幸を招くとも、あくまで真実を守る正直な人は、世の光、地の塩である。

(6) 正義／われわれはあくまでも不正不義を退け、正義につき、私心私情をすてて、公明正大であらねばならない。

(7) 勇気／われわれは正しいことを行い、邪悪なことを克服するために、どのような妨害にも屈しない勇気をもたなければならない。(中略)

(8) 忍耐／われわれは困苦の間にあっても、あくまで道義を操守する忍耐をもたなければならない。(中略)

(9) 節度／身体と精神とが健全に形成され、人間が全人格的に調和ある発展をなすためには、節度が必要である。(中略)

(10) 純潔／われわれは清らかなものになりたいとする感受性を失わぬよう心がけねばならない。清らかなものになりたいとする感受性は、道徳生活の源である。心情は純粹に、行為は清廉に、身体は清潔に保ちたい。

(11) 廉恥／われわれは恥を知らなければならない。恥を知るといふことは、不純で汚れたものをいとうことである。恥を知る人は、

偽善や厚顔無恥におちいることなく慎みを失わない。

(12) 謙虚／われわれは他人にたいしては謙虚な気持で接し、傲慢に陥ってはならない。自らのいたらぬことを自覚し、他人の短所に対しては寛容であり、他人の長所を受け入れるということよつてのみ、人間相互の交わりは正しく保たれる。

(13) 思慮／事をなすにあたっては、思慮の深さが必要である。(中略)

(14) 自省／われわれはつねに自己を省みるように努めねばならない。(中略)

(15) 知恵／われわれは人生について深く豊かな知恵を養わなければならない。(中略)

(16) 敬虔／われわれの人格と人間性は、永遠絶対なものに対する敬虔な宗教的心情によつて一層深められる。宗教心を通じて、人間は人生の最後の段階を自覚し、ゆるぎなき安心を与えられる。人格の自由も人間相互の愛もかくして初めて全くされる。古来人類の歴史において人の人たる道が明らかになり、良心と愛の精神が保たれてきたことは神を愛し、仏に帰依し、天をあがめた人達などの存在なくしては考えられない。

第二章 家

(1) 和合／家庭は人生の自然に根ざした生命関係であるとともに、人格と人格とが結びついた人倫関係である。それゆえ、その縦の軸をなす親子の間柄においても、横の軸をなす夫婦の間柄においても、自然の愛情と人格的な尊敬がともに含まれている。

(2) 夫婦／夫と妻たるものは互いに愛によつて一体となり、貞節によつてその愛を守り、尊敬によつてその愛を高め、かくして互に生きがいの良き伴侶でありたい。(中略)

(3) 親子／われわれは親としては、慈愛をもつて子に対し、りっぱな人格となるように育成しなければならぬ。また子としては、敬愛をもつて親に対し孝養をつくさなければならぬ。(中略)

(4) 兄弟姉妹／兄弟姉妹は相むつみ、それぞれ個性ある人間になるように助け合わねばならない。(中略)

(5) しつけ／家庭は最も身近な人間教育の場所である。(中略)

(6) 家と家／家庭は自家の利害のみを事とせず、社会への奉仕に励むべきである。家と家との和やかな交わりは、社会の美しいつながりである。

第三章 社会

(1) 公德心／人間は社会的動物である。人間は社会を作ることによってのみ生存することができる。社会生活をささえる力となるものは、公德心である。われわれはこの公德心を養い、互に助け合って他に迷惑を及ぼさず、社会の規律を重んじなければならぬ。

(2) 相互扶助／互いに助け合うことは、他人の身を思いやるあたたかい親切な心を本とする。(中略)

(3) 規律／社会生活が正しくまた楽しく営まれるためには、社会は規律を欠くことはできない。(中略)

(4) たしなみと礼儀／社会生活の品位は、各自が礼儀を守り、たしなみを失わないことによって高められる。それが良俗である。

(中略)

(5) 性道德／両性の間の関係は厳粛な事柄である。われわれはそれを清純で品位あるものたらしめねばならない。性道德の乱れることは社会の頹廢の大きな原因である。

(6) 世論／社会の健全な進展は正しい世論の力による。(中略)

(7) 共同福祉／社会のつながりは、それぞれに異なった分野に働く者が、社会全体の共同福祉を重んずるところに成り立つ。(中略)

(8) 勤勉／われわれは勤勉を尊びその習慣を身につけ、各自の努めに勤勉であることによって、社会の物質的・精神的財を増大しなければならぬ。(中略)

(9) 健全なる常識／社会が絶えず生き生きと進展するためには、古い陋習を改めることが必要である。しかし、またいたずらに新奇に走り軽々しく流行を追うべきではない。健全なる社会は健全なる常識によって保たれる。(中略)

(10) 社会の使命／社会の使命は、高い文化を実現するところにある。われわれは文化を尊重し、それを身につけ、力を合わせてその発展に努めねばならぬ。(中略)

第四章 国家

(1) 国家／われわれはわれわれの国家のゆるぎなき存続を保ち、その犯すべからざる独立を護り、その清き繁栄高き文化の確立に寄与しなければならぬ。(中略)

(2) 国家と個人／国家生活は、個人が国家のために尽くし、国家が個人のために尽くすところに成り立つ。ゆえに国家は個人の人

格や幸福を軽んずべきではなく、個人は國家を愛する心を失ってはならない。(中略)

(3) 伝統と創造／國家が健全なる發展をとげるのは、國家が強靱なる精神的結合を保ち、その結合から澁潤たる生命力がわき起ってくることによってである。國民の精神的結合が強固なものであるためには、われわれは國の歴史と文化の伝統の上に、しっかりと立脚しなければならぬ。また國民の生命力が創造的であるためには、われわれは広く世界に向って目を開き、常に他の長所を取り入れねばならない。(中略)

(4) 國家の文化／國家は、その固有なる民族文化の發展を通じて、独自の価値と個性を發揮しなければならない。その個性は排他的な狭いものであつてはならず、その民族文化は世界文化の一環たるにふさわしいものでなければならぬ。

(5) 國家の道義／國家の活動は、古今に通じ東西にわたつて行われる人類不變の道義に基かねばならない。それによって國家は、内には自らの尊嚴を保ち、外には他への國際信義を全くする。

(6) 愛國心／國家の盛衰興亡は國民における愛國心の有無にかかると。われわれは祖先から國を伝え受け、子孫へそれを手渡して行くものとして、國を危からしめない責任をもつ。國を愛する者は、その責任を満たして國を盛んならしめ、且つ世界人類に貢獻するところ多き國家たらしめるものである。眞の愛國心は人類愛と一致する。

(7) 國家の政治／國家は、一部特定党派、身分、階級の利益のための手段とみなされてはならない。われわれは常に國家が國民全體のための國家であることを忘れるべきではない。(中略)

(8) 天皇／われわれは独自の國柄として天皇をいただき、天皇は國民的統合の象徴である。それゆゑ、われわれは天皇を親愛し、國柄を尊ばねばならない。世界のすべての國家はそれぞれに固有な國柄をもつ。わが國の國柄の特徴は、長き歴史を一貫して天皇をいただき来たところ存している。したがつて、天皇の特異な位置は專制的な政治權力に基かず、天皇への親愛は盲目的な信仰やしいられた隷屬とは別である。

(9) 人類の平和と文化／われわれは世界人類の平和と文化とに貢獻することをもつて國家の使命としなければならない。(中略)
國家や民族は、単に自己の利益のみを追求したり、自分の立場のみを主張したりする時、世界の平和を亂し人類の文化を脅かす。しかもまた、われわれが世界人類に寄与しうるのは、自國の政治や文化を正しく育てることによつてのみである。世界人類を思うの故に、國家民族の地盤から遊離したり、國家や民族を思うあまり、世界人類を忘れることはともに眞實の道ではない。

資料16 文部省（中央教育審議会）『期待される人間像』 昭和四十一年（一九六六）十二月

第一部 当面する日本人の課題

一 現代文明の特色と第一の要請 / 二 今日の国際情勢と第二の要請 / 三 日本のあり方と第三の要請

第二部 日本人に特に期待されるもの

第一章 個人として

一 自由であること / 二 個性を伸ばすこと / 三 自己を大切にすること / 四 強い意志をもつこと / 五 畏敬の念をもつこと

第二章 家庭人として

一 家庭を愛の場とすること / 二 家庭をいこいの場とすること / 三 家庭を教育の場とすること / 四 開かれた家庭とすること

第三章 社会人として

一 仕事に打ちこむこと / 二 社会福祉に寄与すること / 三 創造的であること / 四 社会規範を重んずること

第四章 国民として

一 正しい愛国心をもつこと / 二 象徴に敬愛の念をもつこと / 三 すぐれた国民性を伸ばすこと

※最後の「すぐれた国民性を伸ばすこと」

（前略）明治以降の日本人が、近代史上において重要な役割を演ずることができたのは、かれらが近代日本建設の気力と意欲にあふれ、日本の歴史と伝統によってつちかわれた国民性を発輝したからである。

このようなたくましさとともに、日本の美しい伝統としては、自然と人間に対するこまやかな愛情や寛容の精神をあげることができる。われわれは、このこまやかな愛情に、さらに広さと深さを与え、寛容の精神の根底に確固たる自主性をもつことによって、たくましく美しく、おおらかな風格ある日本人となることができるのである。

また、これまで日本人のすぐれた国民性として、勤勉努力の性格、高い知的水準、すぐれた技術的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの特色を再認識し、さらに発展させることによって、狭い国土、貧弱な資源、増大する人口という恵まれない条件のもとにおいても、世界の人々とともに、平和と繁栄の道を歩むことができるであろう。

① 日本で毎年お正月に初詣が最も多いのは、都心の雄大な森に包まれた明治神宮です。そこに祀られていた明治天皇は、今上陛下の曾祖父にあたり、約一五〇年前(一八五二年)の十一月三日にお生まれになり、かぞえ十六歳で即位されました。それから半世紀近い御在位中、激しい国際化を迫られた日本のトップ・リーダーとして、多くの国民に協力を得ながら、素晴らしい近代国家を形作るのに全力を尽くし、見事に成功されました。だから、その御誕生日が、現在でも「文化の日」として毎年お祝いされるのです。

このように、今なお多くの人々から仰がれる明治天皇は、日本人にとつて何が「たいせつなこと」かを「教育勅語」(教育に関する勅語)にまとめ、それをみずから実践して御手本を示されました。その内容は、新たな国際化と直面している今の私たちに贈られた「生きる知恵」のプレゼントといえるかもしれません。

そこで、この勅語をベースにして、これから「二十一世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成」をはかるためにも不可欠な「たいせつなこと」を十二項目にまとめ直し、わかりやすい表現に改めました。このような日本語を、素直に言ってみませんか。また、外国の人々にも英語で伝えてみませんか。

④ 「教育勅語」(現代かな遣い)

(i) 朕惟うに、我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。我が臣民、克く忠に克く孝に、億兆心を一にして、世世厥の美を濟せるは、此れ我が国体の精華にして、教育の淵源、亦実に此に存す。

(ii) 爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼし、学を修め、業を習い、以て智能を啓発し、徳器を成就し、進んで公益を広め、政務を開き、常に国憲を重じ、国法に遵い、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。

是の如きは、独り朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん。

(iii) 斯の道は、実に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らせず、之を中外に施して悖らず。

(iv) 朕、爾臣民と俱に拳拳服膺して成其徳を一にせんことを庶幾う。

この伝統的な人としての道は、昔も今も変わることがなく、また海外でも十分通用する普遍的な真理にほかなりません。
 (iv) そこで、私自身も、国民の皆さんと一緒に、これらの教えを一生大事に守って高い徳性を保ち続けるため、ここで皆さんに「まず自分でやってみます」と明言することにより、その実践に努め、お手本を示したいと願っています。

明治二十三年（一八九〇）十月三十日
 御名（御実名）「陸仁」・御璽（御印鑑）「天皇御璽」

㊦ 十二の「たいせつなこと」

- 1、親に感謝する 「お父さん・お母さん、ありがとう」
- 2、兄弟仲良くする 「一緒にしっかりやろうよ」
- 3、夫婦で協力する 「二人で助け合っているよう」
- 4、友達を信じあう 「お互い、わかっていようね」
- 5、みずから反省する 「ごめんなさい、よく考えてます」
- 6、博愛の輪を広げよう 「みんなにやさしくする」
- 7、知徳を磨く 「進んで勉強し努力します」
- 8、公のために働く 「喜んでお手伝いします」
- 9、ルールに従う 「約束は必ず守ります」
- 10、祖国に尽くす 「勇気を出してがんばろう」
- 11、伝統を守る 「いいものは大事にしています」
- 12、手本を示す 「まず自分でやってみます」

㊦ Important Qualities

1. Father and Mother, thank you
2. Let's get along together respectfully
3. Let's help and support one another
4. We understand one another
5. Sorry I'll think it through carefully
6. I'll be kind to everyone
7. I'll keep studying and making effort
8. I'll be happy to help you
9. I always keep my promise
10. I'll be hold and more my best effort
11. I'll continue to value good quality
12. I'll try first on my own

資料18 文部省告示「中学校学習指導要領」第三章「道徳」

平成二十年（二〇〇八）三月

第1 目標／道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。（中略）

第2 内容／道徳の時間（かたみ）を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇氣を持って着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (3) 自立の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の現実を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

2 主として他の人とのかわりに関すること。

- (1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
- (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
- (3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
- (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
- (5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。
- (6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。

3 主として自然や崇高なものにかかわりに関すること。

- (1) 生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する。
- (2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬（いけ）の念を深める。

4 ③人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。
主として集団や社会とのかかわりに関すること。

①法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

②公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。

③正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

④自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。

⑤勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。

⑥父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。

⑦学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。

⑧地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

⑨日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

⑩世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（以下「道德教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するため、次に示すところにより、道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする。

2 第2に示す道德の内容は、生徒が自ら道德性をはぐくむためのものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においても、それぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

- 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
 - (2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
 - (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
 - (4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。
 - (5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。
- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えらるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。(中略)
- 5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。